

板野町国土強靱化地域計画

平成 29 年 3 月

徳島県板野町

目 次

はじめに

計画策定の趣旨、位置付け-----	1
1-1．計画策定の趣旨 -----	1
1-2．計画の位置付け -----	1
1-3．計画の推進期間 -----	2
板野町の強靱化に向けた基本的な考え方 -----	3
2-1．板野町の強靱化の基本的な考え方 -----	3
2-2．基本目標 -----	3
強靱化の取組の現状と課題-----	5
3-1．板野町の概要 -----	5
3-2．板野町における自然災害の被害想定 -----	6
3-3．対象とする自然災害（想定するリスク） -----	11
3-4．リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策分野 -----	12
3-5．脆弱性の評価 -----	13
板野町の国土強靱化に向けた推進方針 -----	14
4-1．事前に備えるべき目標の推進方針 -----	15
目標 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる -----	15
目標 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる （それがなされない場合の必要な対策を含む） -----	36
目標 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する -----	52
目標 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する -----	55
目標 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む） を機能不全に陥らせない -----	58
目標 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、 ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これ らの早期復旧を図る -----	61
目標 制御不能な二次災害を発生させない -----	67
目標 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復 できる条件を整備する -----	75
目標 防災・減災と地方創生を一体とした活力ある地域づくり -----	83
4-2．横断的施策分野の推進方針 -----	86
リスクコミュニケーション分野 -----	86
長寿命化対策分野 -----	88
研究開発分野 -----	89
過疎対策分野 -----	90

リーディングプロジェクト（重点施策）-----	91
5-1．リーディングプロジェクトの位置づけ-----	91
5-2．板野町の防災・減災対策の3つの柱（リーディングプロジェクト）-----	92
（1）道の駅を核とした防災・減災対策-----	92
（2）本町の強みを活かした事前復興への備え-----	95
（3）地域の防災を担う人材育成-----	97
計画の推進と進捗管理-----	99
6-1．推進体制-----	99
6-2．計画の進捗管理と見直し-----	99

参考資料

- 1．脆弱性の評価結果
- 2．指標一覧
- 3．用語集
- 4．板野町国土強靱化地域計画策定検討委員会 委員名簿等

はじめに

我が国は、これまで伊勢湾台風や阪神・淡路大震災、東日本大震災など、大規模な自然災害を何度も経験し、その都度、得られた教訓を踏まえて様々な対策を講じてきたが、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた。

こうした事態を避けるためには、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、まずは人命を守り、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築しておくことが重要とされ、国において平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）が公布・施行された。平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本法」という。）」が策定され、徳島県においても全国に先駆け、平成27年3月に「徳島県国土強靱化地域計画」が策定された。

国土強靱化を実効性のあるものとするため、国のみならず地方公共団体や民間事業者、住民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、本町においても、国や県などと一体となって強靱化の取組を計画的に推進すべく、「板野町国土強靱化地域計画」を策定した。

本計画は、様々な分野の委員からなる「板野町国土強靱化地域計画策定検討委員会」を設置し、各委員の意見や提言を適切に反映し、策定を行った。今後は、本計画を基本として、国土強靱化に関する施策を効果的に推進し、強靱な地域づくりを計画的に進めていくこととする。

計画策定の趣旨、位置付け

1-1 計画策定の趣旨

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、全国的にゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつある。本町においても、南海トラフ巨大地震や中央構造線による直下型地震による大規模な被害の発生が懸念されており、その対策が重要な課題となっている。

このような中、国の「国土強靱化基本計画」、徳島県の「徳島県国土強靱化地域計画」が策定され、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」の実現に向けた取組みが進められている。

本町においても、国や県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な板野町」をつくりあげていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に、「板野町国土強靱化地域計画」の策定を行う。

1-2 計画の位置付け

「板野町国土強靱化地域計画」は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本町における国土強靱化に関し、行政運営の指針となる板野町振興計画との整合を図りながら、本町の様々な分野別計画等の指針となるものである。

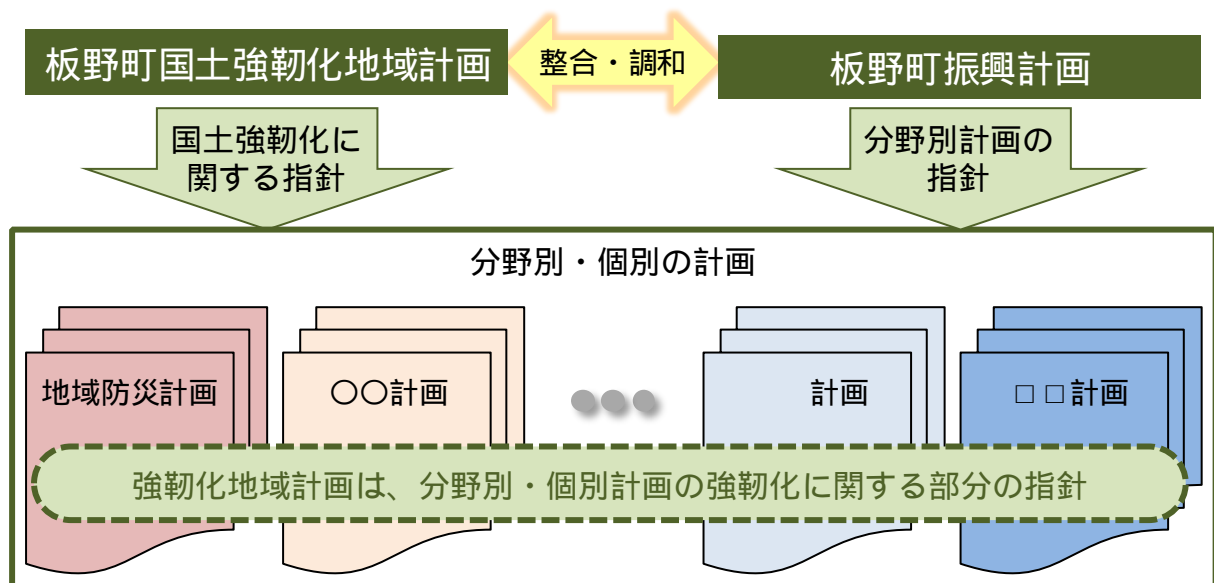


図 国土強靱化地域計画と振興計画及び分野別計画との関係

1 - 3 計画の推進期間

計画の期間は、国土強靱化基本計画に準拠し5年とし、目標年度を平成33年度とする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

板野町の強靱化に向けた基本的な考え方

2-1 板野町の強靱化の基本的な考え方

国土強靱化基本法において、国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされており、また、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」においては、国土強靱化地域計画における目標は、原則として、国土強靱化基本計画に即して設定するものと規定されている。

これらのことを踏まえ、板野町の国土強靱化地域計画においても、国土強靱化基本計画や徳島県国土強靱化地域計画に即したものとする。

2-2 基本目標

(1) 基本目標

板野町の強靱化に向けた基本目標として、国土強靱化基本計画及び徳島県国土強靱化地域計画に基づき、以下のように定める。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

町民の生命の保護が最大限図られる
本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
本町の迅速な復旧・復興を可能にする

(2) 事前に備えるべき目標

板野町の強靱化に向けた事前に備えるべき目標として、国の基本計画及び徳島県の国土強靱化地域計画を踏まえつつ、活力ある地域づくりにつなげていくための町独自の目標を加えて、以下の9つの目標を定める。

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥

らせない

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

制御不能な二次災害を発生させない

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

防災・減災と地方創生を一体とした活力ある地域づくり

3 - 1 板野町の概要

(1) 位置・地勢

本町は、徳島県北部、吉野川下流の北岸に位置し、総面積 36.22k m²の町で、西は上板町、東は鳴門市、北は阿讃山脈にて鳴門市北灘、香川県東かがわ市、南は藍住町、上板町に接し、県都の徳島市とは直線で 12km の距離にある。

地形は、北部に山脈が総面積の 2/3 を占め、南部の吉野川沿いに平野部が広がっている。東南部を旧吉野川が斜めに大きく蛇行し、山脈から流出する川水は、その多くが最終的には旧吉野川にそそいでいる。



(2) 気候

本町の気候は、「南海型気候区」に属し、年間を通じて気温は温暖で日照時間が長く、夏季を中心に降水量が多い。冬季に積雪を見ることも少なく、徳島県内でも恵まれた気候の地域である。

■ 気温・降水量 (1981～2010 年)

月	気温			降水量
	平均 ()	最高 ()	最低 ()	総量 (mm)
1 月	6.1	9.8	2.7	38.9
2 月	6.5	10.5	2.8	52.8
3 月	9.6	13.8	5.6	94.5
4 月	14.8	19.4	10.5	108.2
5 月	19.2	23.6	15.2	148.4
6 月	22.7	26.6	19.6	190.8
7 月	26.6	30.3	23.6	148.8
8 月	27.8	31.9	24.6	172.9
9 月	24.5	28.3	21.4	210
10 月	18.9	22.8	15.4	146.2
11 月	13.5	17.5	9.8	97.2
12 月	8.5	12.5	4.9	45.2
年平均	16.6	20.6	13.0	1,453.8

出典：板野町地域防災計画 共通対策編

(3) 人口

平成 27 年国勢調査によると、本町の人口は 13,358 人となっており、平成 12 年以降は減少傾向にある。

老年人口（65 歳以上）の割合が 30.4%と上昇を続けており、少子高齢化が進んでいる。

■人口の推移

年	人口 (人)	増加		世帯数	1 世帯 当たり 人数 (人)	老年人口		
		数 (人)	率 (%)			人口 (人)	割合 (%)	全国割合 (%)
昭和 55 年	13,562	-	-	3,551	3.8	1,594	11.8	9.1
昭和 60 年	13,907	345	2.5	3,684	3.8	1,835	13.2	10.3
平成 2 年	13,780	-127	-0.9	3,827	3.6	2,112	15.3	12.0
平成 7 年	13,999	219	1.6	4,135	3.4	2,544	18.2	14.5
平成 12 年	14,637	638	4.6	4,536	3.2	3,025	20.7	17.3
平成 17 年	14,519	-118	-0.8	4,813	3.0	3,324	22.9	20.1
平成 22 年	14,241	-278	-1.9	4,897	2.9	3,552	24.9	23.0
平成 27 年	13,358	-883	-6.2	4,930	2.7	4,018	30.4	26.6

出典：国勢調査

3 - 2 板野町における自然災害の被害想定

(1) 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4,000m 級の「南海トラフ」と呼ばれる海底の溝で発生する地震であり、最大で M9.1 の地震が想定されている。

震度

南海トラフ巨大地震による揺れの大きさは、平野部が広がる南部で震度 6 強、北部の山間部で震度 6 弱となっている。

なお、徳島県の沿岸部では、広範囲の津波浸水が想定されているが、本町に津波浸水は想定されていない。

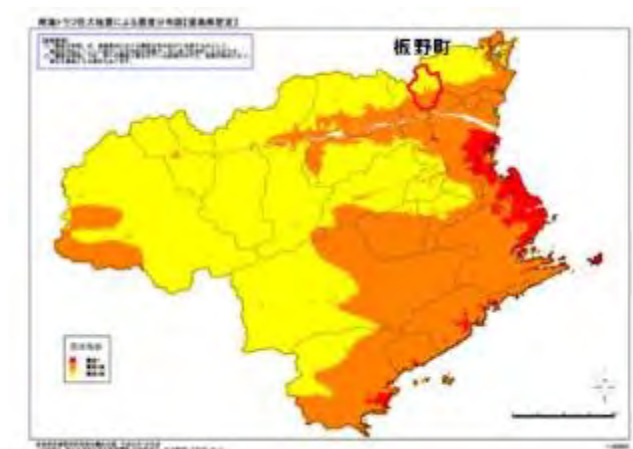


図 南海トラフ巨大地震による震度分布図
(出典：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定)

被害の様相

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次、第二次）において、本町で想定されている被害は、以下に示すとおりである。

【人的・建物被害】

（１）建物全壊・焼失棟数（単位：棟）

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
				冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
740	10		-		50	100	760	810	860

（２）建物半壊棟数（単位：棟）

揺れ	液状化 (大規模半壊を含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
1,200	360		-	-	1,600

（３）死者数・負傷者数（単位：人）

区分	ケース	板野町	
		死者数	負傷者数
揺れ	冬深夜	50	330
	うち家具転倒		70
	夏 12 時	30	230
	うち家具転倒		40
	冬 18 時	40	240
	うち家具転倒		50
急傾斜	冬深夜		
	夏 12 時		
	冬 18 時		
火災	冬深夜		
	夏 12 時		
	冬 18 時		
ブロック塀・自動販売機 転倒、屋外落下物	冬深夜	0	0
	夏 12 時		
	冬 18 時		20
合計	冬深夜	50	330
	夏 12 時	30	240
	冬 18 時	40	260

【ライフライン被害】

（１）上水道

給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
		断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口
14,100	14,100	98	13,700	85	11,900	65	9,200	14	1,900

(2) 下水道

処理人口	復旧対象 処理人口	直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
		支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口
3,100	3,100	100	3,100	100	3,100	10	320	0	0

(3) 電力

代表震度	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1 日後	
			停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数
6.18	6,600	6,600	100	6,600	61	4,100

(4) 通信

回線数	復旧対象 回線数	直後		1 日後	
		不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数
3,700	3,700	100	3,700	61	2,300

【生活支障等】

(1) 避難者(冬 18 時)

人口	警戒解除後当日			1 週間後			1 ヶ月後		
	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計
14,241	1,700	1,100	2,800	2,300	2,300	4,600	1,200	2,900	4,100

(2) 帰宅困難者

帰宅困難者数
860 ~ 1,000

(3) 医療機能(冬 18 時)

入院需要			
重傷者数	死者の 1 割	要転院患者数	合計
60		90	150

(4) 災害廃棄物等(冬 18 時)

重量換算(万トン)			体積換算(万 m ³)		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
7	0 ~ 0	7 ~ 7	12	0 ~ 0	12 ~ 12

(5) 住機能(冬 18 時)

全戸数	必要応急仮設住宅戸数
4,900	510

(6) エレベータ閉じこめ

エレベータ数	閉じこめ可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
20				

(7) 災害時要援護者(冬18時)

避難所 生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうちの災害時要援護者数							
	65歳以上 高齢単身者	5歳未満 乳幼児	身体 障害者	知的 障害者	要介護認定者 (要支援者 除く)	難病患者	妊産婦	外国人
2,300	80	80	110	20	70	20	10	20

(8) 孤立集落

孤立可能性のある 集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	合計
0	0	-	0

(α は、若干数を表す。)

出典：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島県）

(2) 中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震

讃岐山脈の南縁部に、「中央構造線」が東西方向に位置しており、この中央構造線活断層帯を震源とする地震で、発生確率は低い（30 年以内でほぼ 0 ～ 0.4%）ものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が予想される。

特に、本町の市街地に中央構造線が位置しており、大きなリスクを有している状況にある。



図 中央構造線

(参照：徳島県HP 徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図）

(3) 風水害

本町に発生する大規模な風水害は、ほとんどが台風である。近年、本町に被害をもたらした風水害は以下のとおりである。

■本町に被害をもたらした主な風水害

年月日	原因	被害内容
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	床上浸水 3、床下浸水 52 避難勧告 3 地区 45 世帯、避難指示 8 地区 1,353 世帯 4,304 人

なお、平成 27 年に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、洪水予報河川及び水位周知河川では、想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域の公表などが義務づけられ、四国地方整備局において、吉野川、旧吉野川・今切川の想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に想定される浸水区域等が公表された。

それによると、本町の平野部の大部分にて浸水被害が想定されており、その対策が求められている。

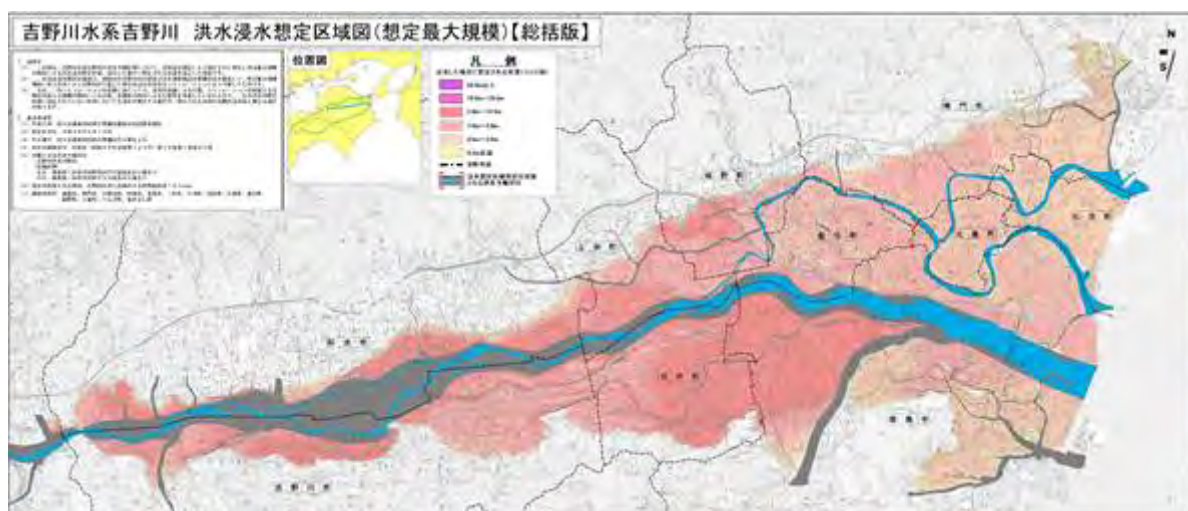


図 想定最大規模降雨により想定される浸水区域及び浸水深（国土交通省 四国地方整備局）

3-3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とするリスクは、本町の地域特性や災害リスクを踏まえ、以下の5つを設定する。

- 南海トラフ巨大地震

南海トラフの地震で、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定に基づく、最大規模の地震動を想定

- 中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震

讃岐山脈の南縁部に、「中央構造線」が東西方向に位置しており、この中央構造線活断層帯を震源とする地震で、発生確率は低い（30年以内でほぼ0～0.4%）ものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が予想されるため想定

- 台風等による風水害

スーパー台風の発生が懸念されるため、風速70m/s以上で、連続雨量が1,000mmを超えるような大雨、あるいは1時間100mmを超えるような集中豪雨が数時間続くような風水害を想定

- 大雨や地震による土砂災害

近年記録的な大雨が降ることによる土砂災害や、熊本地震等でも発生した地震の揺れによる土砂災害が多発しているため想定

- 複合災害

堤防等施設被害が発生するような大規模地震や大雨による洪水などの後に、繰り返し大規模な災害が発生するような被害を想定

3-4 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策分野

（１）リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、国の国土強靱化基本計画及び徳島県国土強靱化地域計画を参考にしつつ、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ、回避すべき37の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		P
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	15
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	15
		1-3	異常気象等による長期的な市街地等の浸水	22
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態	25
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	29
		1-6	多数の災害関連死の発生	32
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	36
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	36
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	43
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	43
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	46
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	48
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	48
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	52
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全	52
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	55
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態	55
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	58
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	58
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	58
		5-4	金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態	58
		5-5	食料等の安定供給の停滞	60
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	61
		6-2	上水道、農業用水等の長期間にわたる供給停止	61
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	61
		6-4	交通ネットワークが分断する事態	65
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	67
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	67
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	72
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	72
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	75
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	76
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	78
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	80
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	80
9	防災・減災と地方創生を一体とした活力ある地域づくり	9-1	人口減少・少子高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態	83
		9-2	大規模な災害の発生を機に、人口の流出等が生じる事態	85

(2) 施策分野の設定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、徳島県国土強靱化地域計画の施策分野を参考とし、次の5つの個別施策分野と4つの横断的施策分野を設定した。

【個別施策分野】

行政施策分野 行政機能、警察・消防等
 住環境分野 住宅、都市、環境
 保健医療・福祉分野 保健医療・福祉
 産業分野 エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産、商工業
 国土保全・交通分野 交通、物流、国土保全、土地利用（国土利用）

【横断的施策分野】

リスクコミュニケーション... 様々なリスクコミュニケーション施策
 長寿命化対策 公共土木施設等の老朽化対策等
 研究開発 簡易耐震化、水素エネルギーの活用等
 過疎対策 地域コミュニティと連携施策等

3-5 脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策や事業について、現在の取組状況を整理したうえで、事前に備えるべき9つの目標ごとに設定したリスクシナリオと個別施策分野・横断的施策分野のマトリクス表を作成し、どのような取組が必要かを分析する脆弱性評価を実施した。

脆弱性の評価結果については、参考資料1に示す。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					推進方針	重要業績指標
			行政施策分野	住環境分野	保健医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野		
1 人命の保護が最大限図られる。	1 すべての人命を守る	1-1 000--							住宅の耐震化率
		1-2 000--							重点整備河川の整備率
2 重要な施設が被害を受けず被害が軽減される。	2 救助・救出、医療活動...	2-1 000--							土砂災害に係る基礎調査の実施率
									緊急輸送道路の橋梁耐震化率
3	3 0000--								
4									

図 個別施策分野の脆弱性評価のイメージ（参照：徳島県国土強靱化地域計画）

板野町の国土強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、板野町の国土強靱化に向け、「事前に備えるべき9つの目標」及び「横断的施策分野」の項目ごとに、今後、必要な取組を検討し、推進方針としてとりまとめた。

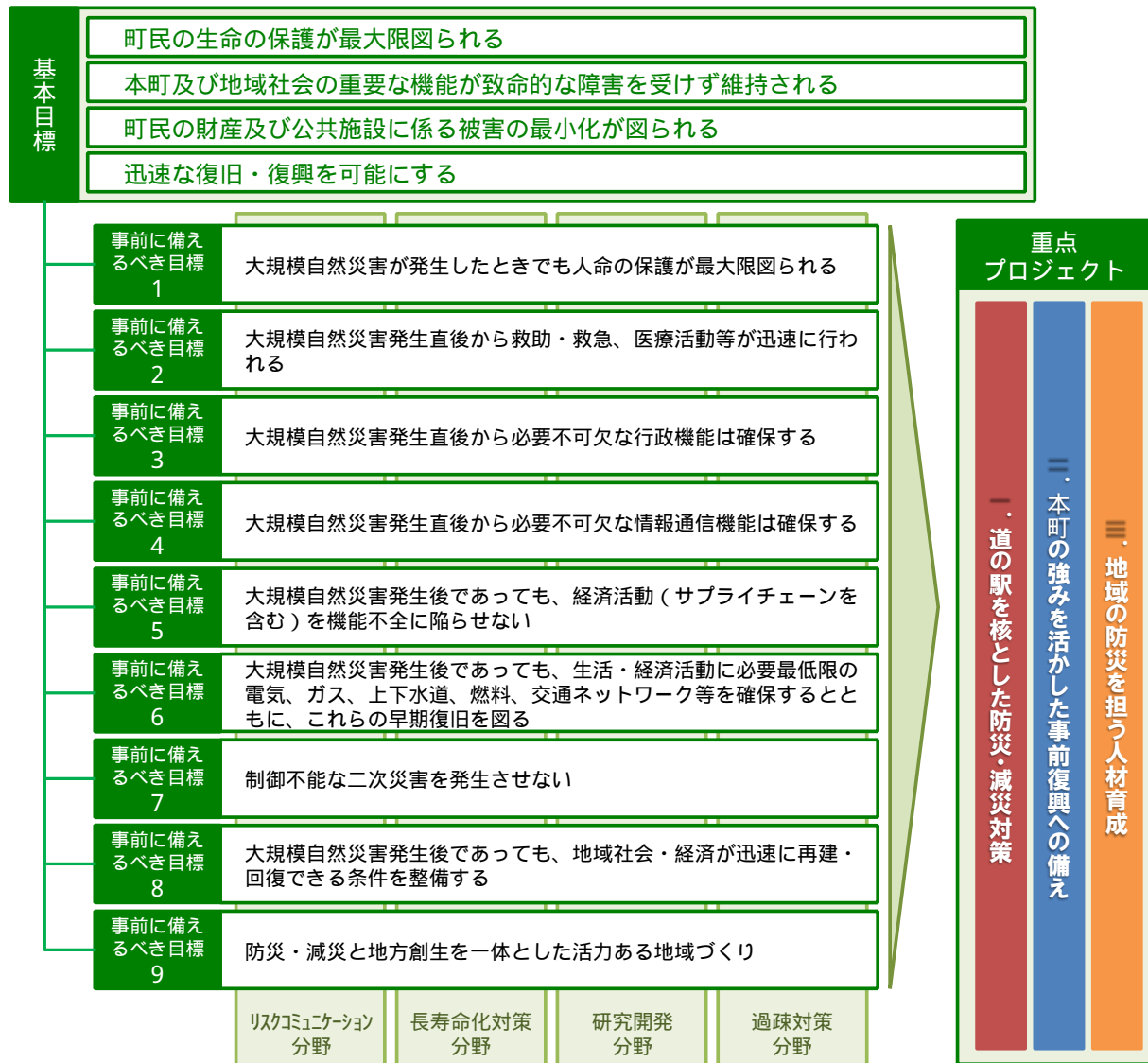


図 板野町国土強靱化地域計画の体系

4-1 事前に備える目標の推進方針

事前に備えるべき 目標

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

1-1- 公共施設等の耐震化の推進

・「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」では、南海トラフの巨大地震が発生した際、本町の南部で震度6強、北部で震度6弱の揺れが想定され、多くの人的被害・建物被害が生じる可能性があることから、公共施設等の耐震化・非構造部材の耐震対策に取り組む。

- ・災害時に重要な機能を果たす町有施設(庁舎、学校、幼稚園、体育館、公会堂)の耐震化率は66.7%(9棟のうち6棟が耐震化済み)となっており、板野町耐震改修促進計画に基づき、計画的な耐震化に取り組む。
- ・不特定多数の住民が利用する施設や指定避難所等は、施設管理者等との協力のもと、耐震診断・耐震改修の推進に努める。耐震化に当たっては、災害時に重要な機能を果たす施設等、優先順位を定め、計画的に進める。また、安全な指定避難所の確保に向け、指定避難所の耐震化や非構造部材の耐震対策に取り組むとともに、避難収容人員等の状況を踏まえつつ、避難所の集約化についても検討する。
- ・本町の公営住宅は、14団地、70棟、582戸あり、そのうち旧耐震基準で建築された公営住宅が10団地、64棟、513戸となっており、耐震診断・耐震改修が必要な建物が多く見られる。また、老朽化が進んでいる住宅も見られることから、板野町公営住宅長寿命化計画(平成29年3月策定予定)に基づき、計画的な耐久性向上に向けた各種改善工事による、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に取り組むとともに、公営住宅の廃止等についても検討する。
- ・小学校・中学校の耐震化率は100%となっているが、更なる安全性向上を図るため、学校校舎の窓ガラスの飛散防止対策等の非構造部材の耐震対策に取り組む。また、幼稚園等の施設については、耐震診断を実施し、耐震改修に取り組む。
- ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設管理者等との協力のもと、施設の耐震化やスプリンクラーの設置による安全性の向上を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
板野町耐震改修促進計画の改定	・平成 26 年 4 月に改定した「板野町耐震改修促進計画」の推進、必要に応じた計画の見直し	建設課
公共施設等の耐震化	・公共施設等の耐震化に向け、優先順位を定めたうえで、計画的な耐震診断・耐震改修 ・老朽化した公共施設等については、利用状況や機能集約の可否等を勘案したうえで、施設の集約・統合、廃止等も含めた検討	建設課、総務課、教育委員会、福祉保健課、施設管理者等
板野町公営住宅長寿命化計画の策定	・平成 29 年 3 月に策定した「板野町公営住宅長寿命化計画」の推進、必要に応じた計画の見直し	建設課
公営住宅の耐震診断・耐震改修	・耐震性能に不安のある住棟を中心とした、適切な耐震診断・耐震改修、また、廃止等を含めての検討	建設課
学校施設等における非構造部材の耐震化	・学校施設の更なる安全性の確保に向け、非構造部材等の耐震化 ・幼稚園の耐震診断・耐震改修	教育委員会
福祉施設等の災害時対応の機能強化	・町有の福祉施設の耐震診断・耐震改修 ・避難行動要支援者等が利用する福祉施設の耐震診断・耐震改修の促進 ・消防設備点検等の実施と災害時対応における機能強化	福祉保健課、施設管理者等

■目標値

指標	現況	目標
町有特定建築物（庁舎、学校、保育園、体育館、公会堂、町営住宅）の耐震化率	40.0% (平成 26 年 4 月)	100% (平成 32 年度末)
町民センターの耐震化	-	耐震診断の実施 (平成 32 年度)
老人憩の家の耐震化	-	耐震診断の実施 (平成 28 年度～平成 33 年度)

1-1- 住宅・建築物の耐震化の促進

・本町の南海トラフの巨大地震等による人的被害の多くは、揺れによるものであることから、住民等の命を守るため、減災効果の大きい住宅の耐震化に取り組む。

- ・住宅の耐震化率は 68.0%となっており、住民に対して、耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修の支援事業等の周知を図り、住宅・建築物等の耐震化を促す。
- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、避難行動の妨げや地震

火災の発生等にもつながることから、被害の拡大防止等を目指して耐震化を促進する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
板野町耐震改修促進計画の改定	・平成 26 年 4 月に改定した「板野町耐震改修促進計画」の推進、必要に応じた計画の見直し	建設課
住宅の耐震化に関する既存の支援事業の継続・充実	・「木造住宅耐震診断支援事業」、「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」、「耐震シェルター設置支援事業」、「住宅の住替支援事業」の継続及び充実	建設課
既存の支援事業の充実及び新たな支援事業の検討	・耐震診断・耐震改修の促進において、障害の一つとなっている費用負担の軽減に向け、町独自の上乗せ等の検討 ・家庭での安全対策として、家具の転落・転倒防止対策の啓発や周知、新たな支援制度等の検討	建設課
支援事業等の啓発・周知	・広報やHP等を通じて、住宅の耐震化に関する支援事業等の啓発・周知	建設課、総務課

■目標値

指標	現況	目標
住宅の耐震化率	68.0% (平成 25 年 1 月)	100% (平成 32 年度末)
耐震診断数	18 件/年 (平成 16 年度～平成 27 年度平均)	20 件/年 (平成 33 年度)
耐震改修数	1 件/年 (平成 17 年度～平成 27 年度平均)	3 件/年 (平成 33 年度)

1-1- 建築物等の倒壊防止対策

・大規模地震時の建築物等の倒壊による被害拡大を抑制するため、空き家対策等に取り組むとともに、徳島県が公表した「大規模盛土造成地マップ」等を活用しながら、住民の危機意識の高揚に努める。また、徳島県が作成する中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の被害想定周知・啓発等に取り組む。

・平成 27 年 2 月の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を踏まえつつ、空き家等の倒壊を防止し、地域の防災力向上や居住環境の改善、地域活力の一助につなげていくため、老朽化して危

険な空き家の除却や活用に努める。

- ・徳島県が公表した「大規模盛土造成地マップ」等を活用しながら、マップに示された町内3箇所周辺の住民への周知・啓発を図るとともに、盛土の崩落等の危険性に関する住民の危機意識の高揚に努める。
- ・中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の危険性の認識を高めるため、徳島県が作成する被害想定の結果等を踏まえながら、住民への周知・啓発に努める。
- ・中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による「多数の人が利用する施設」等の倒壊による死者の発生を防止するため、徳島県の「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、活断層直上の新築等の防止に関する周知に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の被害想定周知	・徳島県が作成する被害想定の結果等を踏まえ、住民への周知・啓発	徳島県、総務課、建設課
徳島県の「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の周知	・活断層直上における新築等の防止に向け、「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の周知・啓発	徳島県、総務課、建設課
板野町空き家再生等促進事業	・空き家等について、居住環境の整備改善や地域の活性化に資する滞在型施設、交流施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得、移転、増改築等	建設課、総務課、環境生活課
空家等の対策に向けた体制整備	・固定資産税の特例見直しの検討 ・空き家の所有者の特定や除却等の働きかけを行うための体制整備	建設課、総務課、環境生活課、税務課
空家等対策計画の策定	・空家等対策の推進に関する特別措置法に位置付けられた「空家等対策計画」の策定	建設課、総務課、環境生活課
大規模盛土造成地マップ等の周知・啓発	・徳島県の「大規模盛土造成地マップ」等を広報やHP等による情報発信。	徳島県、建設課

1-1- 建築物等における防火用設備等の充実

- ・社会福祉施設や病院等における防火用設備等の充実を図るとともに、住宅等における住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。

- ・社会福祉施設や病院等は、火災等が発生した際に、自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設管理者等との協力のもと、スプリンクラーの設置や防災用施設等の整備を進める。

- ・震災時における火災の発生、延焼を防止するため、町営住宅や個々の家庭において、住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。また、ＬＰガスの放出による延焼を防止するため、ＬＰガス放出防止装置等の設置を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
社会福祉施設等の耐火性の向上	・施設管理者等との協力のもと、スプリンクラーの設置や防火用施設等の整備 ・定期的な点検の実施と結果を踏まえた施設・設備等の改修	福祉保健課、総務課、消防署、施設管理者等
町営住宅における耐火性の向上	・消火器等の設置、更新 ・「板野町公営住宅長寿命化計画」に基づく設備の修繕、更新	建設課
家庭における防火用設備等の充実	・住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカーの設置促進	総務課、消防署
ＬＰガス放出防止装置等の設置促進	・ＬＰガス放出防止装置等の設置促進	総務課、徳島県、社団法人徳島県エルピーガス協会

■目標値

指標	現況	目標
町営住宅の防火設備（消火器等）設置率	96% (平成 28 年度)	100% (平成 33 年度)
住宅用火災警報器の設置率	53.5% (平成 27 年 6 月)	100% (平成 33 年)

1-1- 自助・共助の取組強化

- ・防災の基本は、“自助”であるとの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得等を図るとともに、自主防災組織の活動支援や家庭内でのＦＣＰ（家族継続計画）の普及等に努め、自助・共助の取組強化に努める。

- ・防災の基本は、“自助”であるとの認識のもと、定期的な防災訓練の実施等を通じて住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得等を図るとともに、防災訓練への参加促進や家庭内でのＦＣＰ（家族継続計画）の普及等に努める。
- ・自主防災組織や地域（班・実行部単位等）の小さな単位での防災訓練の実施に取組むとともに、消火訓練や炊き出し、夜間の避難訓練等、地域の特性に応じた訓練内容等の工夫に努める。
- ・地域における避難行動要支援者の支援体制の確立に向け、板野町災害時要援護者登録制度の理解、

協力体制の構築に努める。

- ・自主防災組織の未結成地区の解消を図るとともに、板野町自主防災組織協議会を通じて各自主防災組織の活動支援に努める。また、自主防災組織ごとに、活動目標の検討や地区防災計画の策定に取り組む等、活動の活性化につなげる手段等の検討に努める。
- ・自主防災組織と連携を図りながら、町職員ＯＢや消防署職員ＯＢ、消防団ＯＢ等の人材活用により、中核となる防災リーダーの育成に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
防災訓練の実施	・定期的な防災訓練の実施 ・自主防災組織が実施する自主的な訓練の支援	総務課、自主防災組織、関係機関等
家庭内でのＦＣＰ（家族継続計画）の普及	・ＦＣＰの普及・啓発により、家庭内での話し合いの場の創出	総務課、自主防災組織
板野町災害時要援護者登録制度の周知	・災害時に自ら避難することが困難な人を、家族以外の避難支援者に避難を支援してもらう制度であり、避難行動要支援者名簿の作成、個別の支援プラン等の検討	福祉保健課、自主防災組織
自主防災組織の活動支援	・板野町自主防災組織協議会を通じた各自主防災組織の自主的な活動の支援 ・活動の支援を通じて活動力カバー率の向上	総務課、自主防災組織協議会
防災リーダーの育成	・町職員ＯＢや消防署職員ＯＢ、消防団ＯＢ等の人材活用等による防災リーダーの育成	総務課、自主防災組織、関係機関等

■目標値

指標	現況	目標
自主防災組織活動力カバー率	90.8% (平成 28 年度)	100% (平成 33 年度)
防災士登録者数（町内、職員）	21 人、1 人 (平成 28 年度)	40 人、10 人 (平成 33 年度)

1-1- 救助・救急、消火活動体制の強化

・地域防災力の向上に向け、消防施設・設備等の計画的な更新や機能強化等に努めるとともに、円滑な救助・救急、消防活動等に向け、広域的な連携強化に取り組む。

- ・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化に努める。
- ・地域消防力の向上に向け、消防団員の確保を図るとともに、装備や資機材、備蓄等の充実・強化

に努める。

- ・大規模な地震時には、水道管の寸断が生じ、消防活動等に支障をきたす可能性が懸念されることから、耐震性を備えた耐震性防火水槽・耐震性貯水槽の設置に取り組む。
- ・大規模災害発生時の円滑な救助・救急、消防活動等に向け、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、国、県、町、自主防災組織等の連携強化に取り組むとともに、合同の防災訓練等の実施に努める。
- ・自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の円滑な救助・救急、消火活動の支援に向け、必要な情報等の提供体制の強化に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
消防施設・設備等の更新、機能強化	・消防施設・設備等の計画的な更新や機能強化	総務課、消防署
消防団員の確保	・消防団員の確保	総務課
救急・救助活動等における広域体制の構築	・大規模災害時における円滑な救急・救助活動等に向け、関係機関等との広域連携体制の構築、連携強化 ・関係機関等が連携した実践的な訓練の計画的な実施	総務課、福祉保健課、徳島県、関係機関等

■目標値

指標	現況	目標
消防団員の確保	113 人 (平成 28 年度)	120 人 (平成 33 年度)
消防団協力事業所	0 事業所 (平成 28 年度)	2 事業者 (平成 33 年度)
徳島県消防団応援の店	0 店 (平成 28 年度)	10 店 (平成 33 年度)

1-1- 交通施設等の機能確保

- ・ＪＲ等と連携を図りながら、交通施設等の耐震対策に努める。

- ・本町には、ＪＲ高德線が通り３つの駅を有し、不特定多数の利用者がいることから、ＪＲ等と連携を図りながら、鉄道橋や高架橋の耐震対策等による危険箇所の解消に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
交通施設等の耐震対策	・ＪＲに対して、危険箇所の解消に向けた要望	総務課、ＪＲ

リスクシナリオ	1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水
---------	-------------------------

1-3- 河川整備等の推進

・大規模水害による被害を最小限にするため、『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』（平成 28 年 8 月 31 日）に基づき、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。また、河川管理者に対して、河道掘削や無堤区間の整備等の要望に努める。

- ・吉野川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』（平成 28 年 8 月 31 日）に基づき、関係機関と減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。
- ・大規模水害による被害を最小限にするため、河川管理者に対して、河道掘削や無堤区間の整備、排水施設の機能強化等を要望し、計画的な河川整備を促す。
- ・広域な浸水被害が発生した際に、速やかな排水を促すために、排水ポンプ車を有する国土交通省等との連携強化を図るとともに、合同訓練への参加や排水ポンプ車要請を想定した訓練等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
河川整備の促進	・河川管理者に対して、河道掘削や無堤区間の整備、排水施設の機能強化等の要望	建設課、徳島県、国
『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』に基づくハード・ソフト対策の推進	・『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』に基づくハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進	吉野川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（国、徳島県、周辺市町(10 市町)、総務課、建設課）
広域浸水時の排水対策に向けた関係機関との合同訓練の実施	・合同訓練への参加 ・排水ポンプ車要請を想定した訓練、手順の確認	総務課、国、徳島県、関係団体

1-3- 事前の防災力の強化

・大規模水害による被害を最小限にするため、洪水ハザードマップの作成やタイムラインの運用等により、住民の防災意識の高揚や避難体制の強化等に努める。

- ・国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所が公表した、吉野川と旧吉野川・今切川の想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域等を踏まえ、洪水ハザードマップの更新に取り組む。なお、洪水ハザードマップの更新時には、洪水ハザードマップ上の指定避難所等の情報更新を行う。
- ・平成 27 年度に、市町ごとのタイムライン（事前行動計画）が策定され、平成 28 年度より運用を行っており、関係機関との連携のもと、運用を図るなかで必要に応じて改良を行っていく。
- ・堤防の決壊を防ぐためには、水防活動が必要不可欠であり、水防技術を適切に伝えていくため、水防指導者の育成に向け、「実務者のための水防等防災減災ハンドブック（仮称）」の作成、講習会や実践的な訓練の開催を図る。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
洪水ハザードマップの更新	・想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域等を踏まえた洪水ハザードマップの更新 ・作成する洪水ハザードマップについては、広報やHP等を活用して住民への周知	総務課
タイムラインの運用・必要に応じた改良	・タイムラインの運用と必要に応じた改良	総務課、徳島県、国
水防指導者の育成	・最新の水防工法やロープワークの方法等を記載した「実務者のための水防等防災減災ハンドブック（仮称）」の作成 ・講習会や実践的な訓練の開催	国、徳島県、関係市町、総務課

1-3- 避難対策の推進

- ・大規模水害時の人的被害の回避や被害の最小化をめざし、円滑な避難行動を促すための条件整備や実践的な演習の実施に努める。

- ・今後の住民避難等の施策を効果的・効率的に行うため、洪水リスクに関する住民の意識調査を行い、住民の意識水準の「見える化」を図る。
- ・指定緊急避難場所と指定避難所を明確にし、住民への周知を図るため、洪水ハザードマップの更新等に取り組む。
- ・円滑な避難行動を促すため、屋外表示板の設置等に取り組む。
- ・市町境を越える氾濫に対して、人的被害の回避はもとより、被害の最小化をめざし、関係機関参加のもと、実践的な広域演習の実施を図る。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
洪水リスクに関する住民の意識調査	・洪水リスクに関する住民の意識調査を行い、意識水準の「見える化」	国、徳島県、関係市町、総務課
洪水ハザードマップの更新	・想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域等を踏まえた洪水ハザードマップの更新 ・作成する洪水ハザードマップについては、広報やHP等を活用して住民への周知	総務課
広域的な危機管理演習の実施	・平成 29 年度に吉野川右岸、平成 30 年度に吉野川左岸の堤防決壊を想定した実践的な広域演習の実施	国、徳島県、関係市町、関係機関、総務課

1-3- 台風等の気象情報に関する住民の理解促進

・各機関から発信される気象情報や防災情報等に関して、住民の理解を高め、正しい避難行動等を促す。

- ・気象情報や台風等の危険性に関する情報の精度は高まっていることから、各機関から発信される気象情報や防災情報等の住民の理解を高めることで、住民の命を守ることにつながることを期待される。そのため、関係機関と連携を図りながら、自主防災組織や消防団等の地域の防災リーダーをはじめ、広く住民に対して、気象情報や防災情報等に関する正しい知識の習得機会等の創出に努める。
- ・気象情報や防災情報を適切に伝達する手段の確保とあわせて、得られた情報から、適切な避難行動等を行うことができるよう、住民の防災意識に努める。特に、土砂災害警戒判定メッシュ情報では、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができることから、避難行動の判断基準として活用することの周知を図る。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
気象情報や防災情報等に関する住民の理解促進	・気象庁等が公表している資料等を活用しながら、住民に対して気象情報・防災情報等に関する啓発に努める。	総務課、気象庁

リスクシナリオ	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
---------	--

1-4- 土砂災害対策の促進

・土砂災害による被害を最小限にするため、国・徳島県と連携を図りながら、土砂災害対策に努める。

- ・国・県と連携を図りながら、砂防・治山・地すべり・急傾斜地崩壊対策等のハード対策を推進し、地震や豪雨時等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。
- ・森林の持つ公益的機能を維持し、無秩序な伐採を未然に防ぐとともに、円滑な治山事業を可能にするため、保安林化を検討する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
土砂災害対策	・国・県と連携を図りながら、砂防・治山・地すべり・急傾斜地崩壊対策等のハード対策	国、徳島県、建設課
保安林化の検討	・森林の持つ公益的機能を維持し、無秩序な伐採を未然に防ぐとともに、円滑な治山事業を可能にするため、保安林化を検討	徳島県、産業課

1-4- 土砂災害等に対する防災意識の啓発

・土砂災害（特別）警戒区域の指定等を踏まえ、土砂災害に対する住民の防災意識の高揚を図る。

- ・県による「土砂災害防止法」に基づく土砂災害（特別）警戒区域の指定等を踏まえ、土砂災害ハザードマップの戸別配布やHP等での情報発信に努めており、今後も、土砂災害等に対する住民の防災意識の高揚に取り組む。
- ・関係機関と連携し、土砂災害警戒判定メッシュ情報等に関する周知や土砂災害を対象とした防災訓練等の実施を検討し、住民の防災意識の向上や災害対応能力の向上に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
土砂災害ハザードマップの作成・配布	・土砂災害ハザードマップの作成、戸別配布、HP等での情報発信	総務課
土砂災害を対象とした防災訓練の実施	・関係機関と連携した土砂災害を対象とした防災訓練の実施	総務課、徳島県、関係機関

1-4- 警戒避難体制の整備

・土砂災害の発生が懸念される際に、円滑な避難の実現に向け、土砂災害（特別）警戒区域内に位置する世帯情報等の把握等に努める。

・土砂災害の発生が懸念される際に、速やかに避難情報等を伝達し、円滑な避難行動につなげていくため、土砂災害（特別）警戒区域内に位置する世帯情報等の把握や情報伝達手段の確保等に取組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
土砂災害警戒区域内に位置する世帯情報等の把握	・土砂災害警戒区域内に位置する世帯情報（災害時要援護者の有無を含む）等の把握	総務課、福祉保健課

1-4- 指定避難所の確保

・土砂災害発生時においても安全な避難所の確保に努める。

・本町の地形制約上、指定避難所が山裾に立地し、避難する経路まで考慮すると、土砂災害の危険性を有する箇所もあることから、県による土砂災害（特別）警戒区域の指定状況等を踏まえつつ、土砂災害に対して安全な避難所の確保に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
指定避難所の確保	・指定避難所における土砂災害の危険性の確認	総務課
避難経路の確認、周知	・避難所までの避難経路の確認に関する周知	総務課

1-4- ため池対策の推進

・ため池被害の未然防止や被害軽減に向け、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。

・本町は、34 箇所のため池を有しており、被害の未然防止や被害軽減に向け、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。

- ・老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、耐震性の向上に向けた耐震工事を図る。
- ・ため池整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については「ため池ハザードマップ」を作成し、住民への災害リスクの周知や災害対応力の向上に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
農村地域防災減災事業 (ため池ハザードマップ作成事業)	・ため池決壊時に、人命・人家等に甚大な影響をおよぼすおそれがあるため池について、ため池ハザードマップを作成(7箇所)	産業課、徳島県
農村地域防災減災事業 (ため池耐震診断)	・大規模地震に対するため池の耐震性を検証(9箇所)	産業課、徳島県
農村地域防災減災事業 (ため池耐震工事)	・耐震診断調査の結果を踏まえ、大規模地震に対するため池の耐震性を向上	産業課、徳島県

■目標値

指標	現況	目標
ため池耐震工事	0箇所 (平成28年度)	7箇所 (平成33年度)

1-4- 救助・救急、消火活動体制の強化 1-1- の再掲

・地域防災力の向上に向け、消防施設・設備等の計画的な更新や機能強化等に努めるとともに、円滑な救助・救急、消防活動等に向け、広域的な連携強化に取り組む。

- ・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化に努める。
- ・地域消防力の向上に向け、消防団員の確保を図るとともに、装備や資機材、備蓄等の充実・強化に努める。
- ・大規模な地震時には、水道管の寸断が生じ、消防活動等に支障をきたす可能性が懸念されることから、耐震性を備えた耐震性防火水槽・耐震性貯水槽の設置に取り組む。
- ・大規模災害発生時の円滑な救助・救急、消防活動等に向け、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、国、県、町、自主防災組織等の連携強化に取り組むとともに、合同の防災訓練等の実施に努める。
- ・自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の円滑な救助・救急、消火活動の支援に向け、必要な情報等の提供体制の強化に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
消防施設・設備等の更新、機能強化	・消防施設・設備等の計画的な更新や機能強化	総務課、消防署
消防団員の確保	・消防団員の確保	総務課
救急・救助活動等における広域体制の構築	・大規模災害時における円滑な救急・救助活動等に向け、関係機関等との広域連携体制の構築、連携強化 ・関係機関等が連携した実践的な訓練の計画的な実施	総務課、福祉保健課、徳島県、関係機関等

■目標値

市指標	現況	目標
消防団員の確保	113 人 (平成 28 年度)	120 人 (平成 33 年度)
消防団協力事業所	0 事業所 (平成 28 年度)	2 事業者 (平成 33 年度)
徳島県消防団応援の店	0 店 (平成 28 年度)	10 店 (平成 33 年度)

リスクシナリオ	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
---------	-----------------------------------

1-5- 情報伝達体制の強化

・災害の発生や避難情報等を、いち早く、確実に伝えるため、防災行政無線のデジタル化や情報伝達手段の多重化、住民相互の呼びかけ等を促し、情報伝達体制の強化に努める。

- ・災害の発生や避難情報等を、いち早く、確実に住民に伝えるため、防災行政無線のデジタル化や戸別受信機の配布、無線LANの整備（町災害対策本部用の1箇所）、衛星携帯電話（3機）の整備等に努めているところであり、今後も、確実な情報伝達体制の構築に向け、更なる情報伝達手段の多重化に向けた検討に取り組む。
- ・緊急速報メールやエリアメール等の普及を通じて、住民が容易に情報を入手できる環境整備とあわせて、自主防災組織をはじめとした様々な主体による率先避難行動や住民相互の呼びかけ等、地域のつながりを活かした情報伝達体制の強化に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
防災行政無線のデジタル化	・防災行政無線のデジタル化への更新	総務課
デジタル化に伴う情報伝達手段の多様化	・CATVとの連携や画像転送システムの導入、子局への通話機能拡充を検討	総務課
防災無線テレホンサービスの周知	・防災行政無線の放送内容が電話で確認できる「防災行政無線テレホンサービス」の周知・徹底	総務課
移動系防災行政無線の更新、活用	・主に消防団が利用する移動系防災行政無線の更新、活用	総務課、消防団
無線LANや衛星携帯電話の整備	・確実な情報伝達手段の確保に向け、主要な避難所等における無線LANや衛星携帯電話等の整備を検討	総務課
総合情報通信ネットワークシステム（徳島県防災行政無線）の活用	・公衆通信網（有線、携帯電話）の途絶に備え、平成28年に更新された総合情報通信ネットワークシステム（徳島県防災行政無線）の活用	総務課、徳島県
自主防災組織等における情報伝達体制の強化	・防災訓練等を通じて、住民相互の呼びかけ等、地域のつながりを活かした情報伝達体制の強化	総務課、自主防災組織

■目標値

指標	現況	目標
防災行政無線のデジタル化	-	デジタル化の完成 (平成33年度)

1-5- 情報収集・共有体制の強化

・情報収集・共有体制の強化に向け、既存ツールの普及促進や新たなシステム等の検討に取り組む。

- ・「すだちくんメール」をはじめとした各種安否確認サービスについて、広報やＨＰ等での周知、普及促進に取り組む。また、避難勧告等の発令時において、防災行政無線やＨＰでの周知に加え、「災害時情報共有システム」への入力時に緊急速報メール（エリアメール）の配信を行う体制の構築を図る。
- ・「住民自らが入手・判断・行動」できる情報の提供・共有体制の構築に向け、ＳＮＳ等の活用や新たなシステムの構築を検討する。
- ・避難勧告等の情報発信者が限定されており、情報発信者の不在時等においても確実な情報発信が可能となるよう、情報発信者要員の複数化や情報発信手順のマニュアル化に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
既存の情報収集・共有ツールの周知	・「すだちくんメール」をはじめとした情報収集・共有ツールについて、広報やＨＰ等での周知、普及促進	総務課
エリアメールの配信体制の構築	・避難勧告等の発令時におけるエリアメールの配信体制の構築	総務課
ＳＮＳの活用等による新たなシステムの構築	・ＳＮＳによる、普段からの情報発信と災害時の情報発信手段としての活用 ・新たな情報収集・共有システムの検討	総務課
情報発信者要員の複数化・マニュアル化	・確実な情報発信が可能となるよう、情報発信者要員の複数化や情報発信手順のマニュアル化	総務課

■目標値

指標	現況	目標
町ＨＰでのＳＮＳ活用	なし (平成 28 年度)	導入 (平成 30 年度)

1-5- 災害時要援護者対策の促進

・災害時要援護者対策として、避難行動要支援者名簿の作成や個別支援プランの作成、民間事業者や民生・児童委員をはじめとした関係団体等との連携体制の検討に取り組む。

- ・災害時要援護者対策を効果的に進めるため、板野町災害時要援護者登録制度の周知、制度の理解、自主防災組織及び民生・児童委員との発災時における協力体制の構築に努める。

- ・避難行動要支援者名簿の作成や避難支援者への情報提供に対する本人同意の確認、個別支援プランの作成等に努める。
- ・民生・児童委員協議会の災害支援部会における避難勧告等の発令時における 70 歳以上の高齢者の避難確認の取組への支援を図るとともに、避難確認の情報一元化に向けた体制の構築を検討する。
- ・災害時における災害時要援護者の安否確認や避難の受入れ、長期避難生活において必要となる介護の支援等に関して、町内の居宅介護支援事業者やデイサービス事業者等との連携体制を検討する。
- ・高齢者や障がい者等が滞在する施設等における災害対応能力の向上に向け、自主的な防災訓練の実施の支援に努めるとともに、BCP（事業継続計画）の策定を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
避難行動要支援者名簿の作成、更新	・避難行動要支援者名簿の作成、避難支援者への情報提供に対する本人同意の確認	福祉保健課、総務課
個別支援プランの検討	・避難支援者の確保により、個別支援プランの検討	福祉保健課、総務課、関係機関
民間事業者等との連携体制の構築に向けた研究	・災害時要援護者対策において、民間事業者等との連携のあり方について検討	福祉保健課、総務課、民間事業者
民間事業者等の災害対応能力の向上	・民間事業者等における自主的な防災訓練の実施の支援や防災計画の策定促進	福祉保健課、総務課、民間事業者

■目標値

指標	現況	目標
避難行動要支援者個別支援プランの作成	39.7% (平成 28 年)	100% (平成 33 年)
民間事業者等との検討会の設置	-	検討会の設置 (平成 33 年度)

リスクシナリオ	1-6 多数の災害関連死の発生
---------	-----------------

1-6- 災害医療体制の構築

・災害時における災害関連死の抑制を図るため、医療機関等と連携を図りながら災害医療体制の構築に努める。

- ・災害時における災害関連死の抑制を図るため、県や医療機関等と連携を図りながら、病院・診療所、救護所となる板野町町民センターの耐震化等を促すとともに、災害医療体制の構築に向けた医師会・調剤薬局等の連携強化に取り組む。
- ・板野町と一般社団法人板野郡医師会との「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」に基づき、実効性のある災害医療体制の構築に向け、具体的な医療救護活動の行動計画等の検討に努める。
- ・大規模災害時の医療は、町内の医療機関での対応は限界があると想定されることから、DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討に努める。
- ・長期の避難生活におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の予防に向け、関係機関との連携のもと、対策に努める。
- ・災害時の医療活動の継続が図られるよう、医薬品の備蓄をはじめ、医療活動用の車両の確保や燃料供給体制の整備等に取り組むとともに、開院した医療機関への移送体制の構築に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
病院・診療所等の耐震化	・医療機関等と連携を図りながら、病院・診療所等の耐震化の促進	福祉保健課、総務課、建設課、医療機関
医療機関等との連携強化	・郡医師会等との災害協定の見直し ・医療救護活動の具体的な行動計画の検討	福祉保健課、総務課、板野郡医師会
災害用医薬品の備蓄	・町医師会等との連携、購入等について事前の取り決め	福祉保健課、総務課、板野郡医師会
関係機関等との連携方策の検討	・DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討	福祉保健課、総務課、医療機関、徳島県
医療活動の支援体制の整備	・医療活動用の車両の確保や燃料供給体制の整備	福祉保健課

■目標値

指標	現況	目標
災害用医薬品の備蓄		事前の契約締結 (平成30年度)

- ・ 長期の避難生活に備えて、多様な避難所の確保に取り組むとともに、避難所の機能強化や自主的な避難所運営体制の構築等に努める。
- ・ 学校施設においては、教職員が避難所リーダーとして活躍できる体制構築や学校教育活動の早期再開に向けた検討に取り組む。

- ・ 直下型地震等の大規模災害の発生時には、避難所の不足が生じる可能性もあることから、既存の指定避難所の耐震化等に取り組むとともに、多様な避難所の確保に向けた検討に努める。
- ・ 津波被害が想定されていない本町の特性を踏まえるとともに、四国八十八箇所のうち3つの札所が存在すること等の強みを活かして、平時は民泊、災害時には避難所に円滑に切り替わる「シームレス民泊」について関係者と検討を進める。
- ・ 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（ＱＯＬ）」の向上を図るため、避難所の機能強化を図る。
- ・ 「徳島県災害時快適トイレ計画」等を踏まえながら、避難所として指定されている公共施設や学校等における避難所トイレの確保・調達等に取り組む。
- ・ 自主防災組織等による自主的な避難所運営体制の構築に向け、避難所運営マニュアルの更新や避難所運営訓練等の実施に努めるとともに、避難所運営のリーダー育成を図る。運営リーダーの確保・育成に当たっては、自主防災組織と連携を図りながら、町職員ＯＢや消防署職員ＯＢ、消防団ＯＢ等の人材活用を図る。
- ・ 避難所以外での避難生活として、車中泊避難が多発する可能性もあり、快適な避難所運営の実現による避難所への速やかな移動の呼びかけ、エコノミークラス症候群対策の周知等のルールづくりを検討する。
- ・ 避難所の開設時における、自主防災組織等による避難所の安全確認の実施体制の確立に向け、建築士会等と連携を図りながら講習会等の開催を検討する。
- ・ 避難所として指定されている学校施設については、町の防災部局との連携強化を図りながら、教職員が避難所リーダーとして活躍できる体制の構築に努める。また、大規模災害時等において学校施設を避難所として開設した際に、災害後の学校教育活動の再開は、地域が日常を取り戻し災害からの復旧・復興の第一歩となるとの認識のもと、避難生活と教育活動の共存のあり方や学校教育活動の早期再開に向けた事前検討に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
避難所の機能強化	・避難所におけるプライバシー確保手段の検討、避難所における備蓄・資機材等の充実	総務課、自主防災組織、施設管理者等
避難所運営マニュアルの更新	・自主防災組織の自主的な避難所運営体制の構築に向けた避難所運営マニュアルの更新・周知 ・女性目線の避難所運営のあり方の検討	総務課、自主防災組織
避難所運営訓練の実施	・円滑な避難所の開設や運営等に備え、避難所運営訓練の実施	総務課、自主防災組織
避難所運営リーダー育成	・避難所における避難所運営リーダーの育成 ・女性のリーダー育成による女性目線の避難所運営体制の構築	総務課、自主防災組織
車中泊避難の対応ルールの検討	・車中泊避難者に対する対応ルールの検討	総務課、福祉保健課、自主防災組織、施設管理者等
学校内の避難所対応マニュアル・運営マニュアルの更新	・学校施設が避難所として開設される際の対応マニュアル、運営マニュアルの更新 ・避難生活と教育活動の共存のあり方や学校教育活動の早期再開に向けた事前検討	教育委員会、学校、総務課

■目標値

指標	現況	目標
仮設トイレの整備数	95 個 (平成 28 年度)	170 個 (平成 33 年度)
避難所運営リーダーの育成	0 名 (平成 28 年度)	10 箇所 × 2 名 (平成 33 年)

1-6- 要援護者支援の強化

・福祉避難所の確保を図るとともに、装備資機材の充実や運営体制の構築等に努める。

- ・福祉避難所として 4 施設（板野町町民センター、穂波園指定通所介護事業所、板野町町民ふれあいプラザ、藍里病院）が指定されているが、更なる福祉避難所の確保に努めるとともに、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力の向上に努める。
- ・福祉避難所の運営のあり方について、町と施設管理者等の役割分担を明確にし、運営体制のマニュアル化を検討する。
- ・福祉施設の入所者等が被災した際に、家族等と連絡がとれなくなる事態が生じる可能性があり、

連絡方法等のルールづくりに努める。

■ 具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
福祉避難所の指定	・新たな福祉避難所の指定 ・福祉避難所における装備資機材等の充実、各種訓練の実施等	福祉保健課、総務課
福祉避難所の運営体制の構築	・福祉避難所の運営マニュアルの作成	福祉保健課、総務課、施設管理者
各施設における連絡体制の検討	・各施設における緊急連絡手段等のルール検討	福祉保健課、総務課、施設管理者

■ 目標値

指標	現況	目標
福祉避難所数	4 施設 (平成 28 年度)	6 施設 (平成 33 年度)
福祉避難所の運営マニュアル作成	なし (平成 28 年度)	策定 (平成 33 年度)

事前に備えるべき 目標	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対策を含む）
----------------	---

リスクシナリオ	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
---------	--

2-1- 食料や水等の備蓄の推進

・家庭や自主防災地域、町、徳島県等が、それぞれの適切な役割に応じた備蓄に努める。

- ・大規模災害時における一定期間の孤立等に備えるため、徳島県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が示した「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」（平成26年3月）に基づき、公的備蓄と住民自らによる備蓄の適切な役割分担を図りながら、食料・飲料水等の備蓄に取り組む。
- ・家庭における備蓄においては、ローリングストックや冷蔵庫等での貯蔵を含め、飲料水や食料等、避難生活に必要な物資の備蓄に努めるよう、啓発に取り組む。
- ・備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討する。
- ・高齢者や乳幼児、障がい者等が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳瓶等の物資は、介護者等が、アレルギーを持つ家族等がいる場合については、その家族にて食物アレルギーに対応した食料品の確保等に努めることの啓発に取り組む。
- ・自主防災組織においては、初期消火、救出・救護、炊き出し用資機材等の備蓄に努める。
- ・町は、家屋倒壊等により備蓄物資を確保できなかった被災者に対する食料や飲料水等、避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に取り組む。また、災害時要援護者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に配慮する。
- ・町内の給食センター等と連携を図りながら、新たに整備する道の駅内の食事処や物産店を活用した「食料提供拠点」としての整備・活用を図る。
- ・町内の民間事業者等との連携を図りながら、町産の食材を使用した「売れる防災備蓄食品」の開発に向けた研究等に努める。
- ・災害時における飲料水の確保に向け、浄水器の配備、給水タンクやポリタンクの確保、応急配管及び応急復旧用資器材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

ローリングストック：備蓄食品を回転（ローリング）させながら備蓄（ストック）するという意味で、日常的に消費する食品を多めに購入し、定期的に食べながら新しいものを買い足すことで、非常食を備蓄する方法。備蓄食料の賞味期限切れを防ぐことができ、日常から食べ慣れ

たものを非常食にできる。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
家庭や自主防災組織等における備蓄に関する啓発	・家庭や自主防災組織における備蓄に関する啓発	総務課、自主防災組織
公的備蓄の充実	・発生直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水、生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材等の備蓄	総務課
食料提供拠点の整備・活用	・新たに整備する道の駅の食事処や物産店において、給食センター等との連携のもと「食料供給拠点」としての整備・活用	総務課、建設課、産業課、給食センター
防災備蓄食品の開発に向けた研究	・町内の民間事業者等との連携による町産の食材を使用した「売れる防災備蓄食品」の開発に向けた研究	総務課、産業課

■目標値

指標	現況	目標
食料備蓄量 (一般分、要配慮者) 避難所生活者(想定)2,300人 (県備蓄方針)2食/日で町は1日分を備蓄 →2日分を目標とする 在宅避難者や車中泊、帰宅困難者を考慮	(6,060、50)食 (平成28年度)	(7,020、2,040)食 (平成33年度)
水備蓄量 500mlペットボトル	8,300本 (平成28年度)	13,800本 (平成33年度)
備蓄計画の作成・更新		作成 (平成30年度)

2-1- 物資調達・供給体制の構築

・町内に立地している民間事業者等との連携を図りながら、流通備蓄や調達が可能となる体制の構築に努める。また、新たに整備する道の駅等の拠点となる施設における機能強化や運営体制の構築、受援計画の策定等に努める。

・町は、賞味期限が短い、保管に広い場所が必要になる等、備蓄に適さない物資や大量に必要なもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、民間事業者との物資調達に関する協定等により、流通備蓄として確保が可能となる体制

整備に取り組む。

- ・町内の民間事業者等において生産されている食品等について、災害時における調達等が可能となる体制の検討に向け、町内立地企業との災害時における食料品等の供給に関する協定の締結等に取り組む。
- ・地域内輸送拠点である「板野町田園パーク健康の館（屋内）」において、その施設内レイアウトや運営体制の検討に取り組む。
- ・大規模な災害の発生時には、多くの支援物資等が送付されてくることが想定され、新たに整備する道の駅において、物資調達・供給基地としての機能強化や活用体制の構築等に取り組む。
- ・発災時の迅速な食料・飲料水、生活必需品等の確保・搬送に向け、受援計画の策定の検討に取り組むとともに、民間事業者や徳島県、町が連携しながら、様々な事態を想定した訓練の実施に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
物資調達に関する協定の締結	・流通備蓄の確保に向け、民間事業者等との物資調達に関する協定等の締結	総務課、産業課
輸送拠点の運営体制の検討	・地域内輸送拠点である「板野町田園パーク健康の館（屋内）」における運営体制の検討	総務課
道の駅の整備	・新たに整備する道の駅における備蓄倉庫の整備 ・物資調達・供給基地としての機能強化、活用体制の構築 ・県内で大規模な地震・津波災害が発生した際には、徳島県の「広域物資輸送拠点」の代替施設として活用することも検討する。	総務課、建設課、産業課、徳島県
支援物資等の確保、搬送体制に関する訓練の実施	・支援物資の確保・搬送等に関して、民間事業者や徳島県、町等による合同訓練の実施	総務課、徳島県、民間事業者

■目標値

指標	現況	目標
物資調達に関する協定締結数	2件 (平成28年度)	5件 (平成33年度)
道の駅の整備	-	完成 (平成31年度)

2-1- 水道施設の耐震化

・災害時においても、生活に必要な給水の確保に向け、水道施設の耐震化や停電対策、速やかな応急復旧に向けた体制づくり、応急給水体制の構築等に努める。

- ・本町の水道施設は、管路 138km のうち耐震化済みは 8.8km にとどまり、計画的な耐震化に取り組む。
また、取水施設や排水施設、導水施設、浄水施設等の耐震化に取り組む。
- ・停電対策として、水源地や配水池での非常用自家発電設備の設置に取り組む。
- ・大規模災害が発生し、給水に支障が生じた際に、早期の給水の回復への備えとして、復旧用配管材料等の確保や復旧活動に従事する民間事業者との協定等の締結に取り組む。
- ・水道施設が被災を受けた際に、可能な限りの飲料水の確保に向け、道の駅における飲料水兼用耐震性貯水槽の整備や緊急遮断弁の設置等に取り組むとともに、運搬給水における給水車の受入体制の構築等に努める。
- ・災害時における生活用水の確保において、再利用水や井戸水の活用が有効であることの啓発等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
水道施設の耐震化	・管路の耐震化 ・各種の水道施設の耐震化	水道課
停電対策	・水源地・配水池に非常用自家発電設備の設置	水道課
水道の応急復旧体制の構築	・復旧用配管材料等の備蓄 ・復旧活動に従事する民間事業者等との協定の締結	水道課
道の駅における飲料水兼用耐震貯水槽の整備	・道の駅における飲料水兼用耐震性貯水槽の整備	水道課、建設課、総務課
緊急遮断弁の設置	・犬伏配水池への緊急遮断弁の設置	水道課
給水車の受入体制の検討	・新たに整備する道の駅の活用も見据えながら、関係機関との連携のもと給水車の受入体制の検討	総務課、水道課、建設課

■目標値

指標	現況	目標
管路の耐震化	6.4% (平成 28 年度)	13.3% (平成 33 年度)
水源地・配水池への非常用自家発電設備の設置	0 箇所 (平成 28 年度)	4 箇所 (全ての箇所) (平成 33 年度)

2-1- 災害時要援護者等に対する物資供給体制の整備

・災害時要援護者等が、避難所で生活する上での環境整備や必要な物資の確保等に努める。

・災害時要援護者等が、より良い環境で避難生活をおくることが可能となるよう、福祉避難所の環境整備や必要な物資の確保等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
災害時要援護者の避難生活に必要な物資・資機材の整備	・福祉避難所受入機能強化事業や徳島県戦略的災害医療プロジェクト推進事業等を活用した整備	福祉保健課
介護食等の備蓄	・自らの備蓄を促すことを基本に、万が一に備えて必要となる介護食等の確保	総務課、福祉保健課、社会福祉協議会 等

■目標値

指標	現況	目標
災害用医薬品の備蓄		事前の契約締結 (平成 30 年度)

2-1- 救援物資等の受援体制の整備

・新たに整備する道の駅等の活用も見据えながら、大規模な災害時における全国各地からの救援物資等の受援体制の検討、後方支援拠点としての機能強化等に努める。

- ・板野町田園パーク(屋外)とあすたむらんど徳島(屋外)が徳島県広域防災活動計画において「救助救急活動拠点」の候補地、板野町田園パーク健康の館(屋内)が「地域内輸送拠点」の候補地となっており、大規模災害時の後方拠点としての機能強化に努める。
- ・津波による被害が無い安全な場所にあり、板野IC・藍住ICに隣接している良好な交通環境を有していることから、新たに整備する道の駅の活用等も含め、広域的な後方支援拠点としての機能強化等に努める。
- ・大規模な災害時には、全国各地から多くの救援物資等が搬送されてくることが想定され、新たに整備する道の駅の活用も見据えながら、受援体制の検討に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
受援体制の検討	・新たに整備する道の駅等の活用も見据えながら、受援体制の検討 ・後方支援拠点としての具体的な行動計画の策定や関係機関と連携した訓練の実施	総務課、建設課、産業課、関係機関
道の駅の整備	・物資調達・供給基地としての機能強化、活用体制の構築 ・県内で大規模な地震・津波災害が発生した際には、徳島県の「広域物資輸送拠点」の代替施設として活用することも検討する。	総務課、建設課、産業課、徳島県

2-1- 救援物資等の輸送路の確保対策

・後方支援拠点として重要な役割を担う施設を有しており、国や徳島県の道路啓開計画等を踏まえつつ、関係機関と連携のもと道路網等の強化を図る。

- ・四国広域道路啓開計画「四国おうぎ（扇）作戦」（四国道路啓開等協議会）が策定されており、国や徳島県の計画を踏まえつつ、関係機関と連携を図りながら道路網等の強化を図る。
- ・町内の道路網の強化に向け、板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁修繕、耐震改修等に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
徳島自動車道四車線化促進期成同盟会による整備要望	・徳島自動車道四車線化促進期成同盟会における事業計画で整備促進を要望	建設課、関係市町
町内道路網の強化	・板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕 ・防災・安全交付金事業等の活用による道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強	建設課、徳島県
道路網を守るための治水・治山事業等の推進	・関係機関と連携のもと、急傾斜地崩壊対策事業等の促進 ・関係機関に対し河川の無堤区間の整備促進、河道掘削等を要望	建設課、国、徳島県

■目標値

指標	現況	目標
高松自動車道	-	四車線化完了 (平成 30 年度)
徳島自動車道	-	部分四車線化着手 (平成 29 年度)

2-1- ヘリコプターによる支援体制の強化

・空からの救助・救急や物資の輸送等の体制強化に向け、ヘリポート等の整備に努める。

・災害により道路が寸断された際の救助・救急や物資の輸送等の体制強化に向け、新たに整備する道の駅等において、ヘリポートの整備に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
道の駅におけるヘリポートの整備	・道の駅におけるヘリポートの整備	建設課、総務課
関係機関との連携強化	・徳島県の消防防災ヘリコプター等の活用を見据えた訓練の実施	総務課、徳島県、関係機関

■目標値

指標	現況	目標
道の駅におけるヘリポートの整備	-	完成 (平成 31 年度)

リスクシナリオ	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

2-3- 自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の活動拠点の確保

・自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の活動支援に向け、あすたむらんど徳島や新たに整備する道の駅等の防災拠点機能の強化に努める。

- ・自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、あすたむらんど徳島や新たに整備する道の駅等の防災拠点機能の強化を図る。
- ・自衛隊、警察、消防等の円滑な救助・救急活動等を促すため、関係機関と連携した実践的な訓練等の開催に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
道の駅における防災拠点機能の強化	・道の駅における防災拠点施設を整備し、広域防災活動拠点としての活用 ・自衛隊や警察、消防、ライフライン事業者等の関係機関との災害時における活用を見据えた事前調整	建設課、総務課、関係機関
関係機関との連携強化	・あすたむらんどや新たに整備する道の駅における実践的な訓練の実施	総務課、徳島県、関係機関

2-3- 防災拠点等のエネルギー確保

・各種機関の救助・救急、医療活動に必要なエネルギーの確保に努める。

- ・広域応援部隊の活動支援をはじめ、各種機関の救助・救急、医療活動の支援に向け、道の駅における水素ステーション機能の導入や即時に利用できる燃料の備蓄等に取り組む。
- ・主要な避難所・救助活動等で必要となる燃料の確保に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
道の駅における電力確保対策	・「災害時エネルギー供給基地」として、水素、太陽光、LPG、ガソリンスタンド等のエネルギー確保 ・道の駅における水素ステーション機能の導入 ・太陽光利用の街灯（非常用電源付き）の設置	建設課、総務課、関係機関
町内ガソリンスタンドとの協定	・公用車の優先給油等に関する町内ガソリンスタンド事業者等との協定締結	総務課
即時に利用できる燃料の備蓄の検討	・保存用ガソリン缶詰、カセットボンベ使用の発電機等の備蓄 ・スマートフォンや携帯電話の充電器・携帯バッテリーの備蓄	総務課

■目標値

指標	現況	目標
道の駅における水素ステーションの整備	-	完成 (平成 31 年度)
ガソリン缶詰（1L）	0 個 (平成 28 年度)	50 個 (平成 33 年度)
発電機（LPガス使用）	0 個 (平成 28 年度)	10 個 (平成 33 年度)

2-3- 消防団や自主防災組織の充実強化

・自助・共助に重要な役割を担う消防団や自主防災組織の充実強化に努める。特に、魅力ある消防団活動等の検討や企業との連携、徳島工業短期大学の学生消防団員の確保等、多様な担い手の確保に努める。

- ・多様化する災害への対応に向け、消防団の装備資機材の充実・強化を図るとともに、参加しやすい雰囲気づくり等により、若年層や町外からの通勤者等の入団促進、「機能別消防団員」（特定の活動のみに参加する団員）の制度導入等に努める。また、現職の消防団員の退職防止に向け、地震の揺れによって生じる被害の周知等による危機意識の向上を図るとともに、魅力ある消防団活動等の検討に努める。
- ・若い力の消防団活動への参加が強く期待されるなか、徳島工業短期大学が立地している特性を活かし、学生消防団員の採用等の検討に取り組む。また、災害時における徳島工業短期大学の有する技術や資機材、人材の活用に向け、様々な連携方策の検討に努める。
- ・「消防団協力事業所表示制度」の導入により、事業所の消防団活動への協力を促し、地域防災体制の充実に努める。

- ・自助・共助に重要な役割を担う消防団と自主防災組織等の連携強化に向け、防災訓練や意識高揚に努める。
- ・自主防災組織の未結成地区の解消を図るとともに、板野町自主防災組織協議会を通じて各自主防災組織の活動支援に努める。また、自主防災組織ごとに、活動目標の検討や地区防災計画の策定に取り組む等、活動の活性化につなげる手段等の検討に努める。
- ・自主防災組織と連携を図りながら、町職員ＯＢや消防署職員ＯＢ、消防団ＯＢ等の人材活用により、中核となる防災リーダーの育成に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
消防団員の確保	・参加しやすい雰囲気づくり ・消防団協力事業所表示制度の導入	消防団、総務課
消防団装備の充実、強化	・多様化する災害に対応する消防団装備の充実 ・災害に対する知識や技能の習得に向けた研修会等への参加促進	消防団、総務課
防災教育の充実	・子どもの頃からの防災教育による意識高揚 ・町の防災の日の制定 ・町内モデル校を指定し意見発表機会の創出	総務課、教育委員会
消防団と自主防災組織の連携強化	・防災訓練等の機会を通じて、消防団と自主防災組織等の関係性の強化	消防団、自主防災組織、総務課

■目標値

指標	現況	目標
消防団員の確保	113 人 (平成 28 年度)	120 人 (平成 33 年度)
消防団協力事業所	0 事業所 (平成 28 年度)	2 事業者 (平成 33 年度)
徳島県消防団応援の店	0 店 (平成 28 年度)	10 店 (平成 33 年度)

リスクシナリオ	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
---------	------------------------------------

2-5- 帰宅困難者の受入体制等の確保

・各学校や事業所における備蓄等を促すとともに、帰宅困難者の発生を見据えた公的備蓄の確保等に努める。

- ・町内での帰宅困難者としては、板野高等学校や徳島県立板野支援学校の町外からの通学者、いくつかの事業所の従業員が想定され、各学校や事業所等における備蓄や受入体制の強化等を促す。
- ・帰宅困難者の発生等を見据えた公的備蓄の確保等を検討するとともに、町内事業所等との連携を図りながら、帰宅困難者の把握方法や供給体制の構築等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
各学校や事業所等との連携	・各学校や事業所等において、災害発生時の帰宅困難者の発生を見据えた備蓄の啓発 ・町内事業所等との連携による帰宅困難者の把握方法や供給体制の構築に向けた検討	総務課

■目標値

指標	現況	目標
食料備蓄量 (一班分、要配慮者) 避難所生活者(想定)2,300人 (県備蓄方針)2食/日で町は1日分を備蓄 → 2日分を目標とする 在宅避難者や車中泊、帰宅困難者を考慮	(6,060、50)食 (平成28年度)	(7,020、2,040)食 (平成33年度)
水備蓄量 500mlペットボトル	8,300本 (平成28年度)	13,800本 (平成33年度)
備蓄計画の作成・更新		作成 (平成30年度)

2-5- 緊急輸送道路等の強化

・帰宅困難者の発生の抑制、速やかな帰宅を促すために、国や徳島県の道路啓開計画等を踏まえつつ、関係機関と連携のもと道路網等の強化を図る。

- ・四国広域道路啓開計画「四国おうぎ（扇）作戦」（四国道路啓開等協議会）が策定されており、国や徳島県の計画を踏まえつつ、関係機関と連携を図りながら道路網等の強化を図る。
- ・町内の道路網の強化に向け、板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁修繕、耐震改修等に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
徳島自動車道四車線化促進期成同盟会による整備要望	・徳島自動車道四車線化促進期成同盟会における事業計画で整備促進を要望	建設課、関係市町
町内道路網の強化	・板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕 ・防災・安全交付金事業等の活用による道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強	建設課、徳島県
道路網を守るための治水・治山事業等の推進	・関係機関と連携のもと、急傾斜地崩壊対策事業等の促進 ・関係機関に対し河川の無堤区間の整備促進、河道掘削等を要望	建設課、国、徳島県

■目標値

指標	現況	目標
高松自動車道	-	四車線化完了 (平成 30 年度)
徳島自動車道	-	部分四車線化着手 (平成 29 年度)

リスクシナリオ	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2-6- 災害医療体制の構築

・災害時においても医療の提供の継続を図るため、医療機関等と連携を図りながら災害医療体制の構築に努める。

- ・災害時においても医療の提供の継続を図るため、県や医療機関等と連携を図りながら、病院・診療所、救護所となる板野町民センターの耐震化等を促すとともに、災害医療体制の構築に向けた医師会・調剤薬局等の連携強化に取り組む。
- ・板野町と一般社団法人板野郡医師会との「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」に基づき、実効性のある災害医療体制の構築に向け、具体的な医療救護活動の行動計画等の検討に努める。
- ・大規模災害時の医療は、町内の医療機関での対応は限界があると想定されることから、DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討に努める。
- ・長期の避難生活におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の予防に向け、関係機関との連携のもと、対策に努める。
- ・災害時の医療活動の継続が図られるよう、医薬品の備蓄をはじめ、医療活動用の車両の確保や燃料供給体制の整備等に取り組むとともに、開院した医療機関への移送体制の構築に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
病院・診療所等の耐震化	・医療機関等と連携を図りながら、病院・診療所等の耐震化の促進	福祉保健課、総務課、建設課、医療機関
医療機関等との連携強化	・郡医師会等との災害協定の見直し	福祉保健課、総務課
災害用医薬品の備蓄	・町医師会等との連携、購入等について事前の取り決め	福祉保健課、総務課
関係機関等との連携方策の検討	・DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討	福祉保健課、総務課、医療機関、徳島県
医療活動の支援体制の整備	・医療活動用の車両の確保や燃料供給体制の整備	福祉保健課

■目標値

指標	現況	目標
災害用医薬品の備蓄		事前の契約締結 (平成 30 年度)

2-6- 交通網の寸断への備え

・交通網の途絶を防ぐため、道路網等の強化に努めるとともに、交通網が寸断した際においても、救急搬送等に対応するためにヘリポートの整備に努める。

- ・四国広域道路啓開計画「四国おうぎ（扇）作戦」（四国道路啓開等協議会）が策定されており、国や徳島県の計画を踏まえつつ、関係機関と連携を図りながら道路網等の強化を図る。
- ・町内の道路網の強化に向け、板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁修繕、耐震改修等に取り組む。
- ・災害により道路が寸断された際の救助・救急や物資の輸送等の体制強化に向け、新たに整備する道の駅等において、ヘリポートの整備に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
徳島自動車道四車線化促進期成同盟会による整備要望	・徳島自動車道四車線化促進期成同盟会における事業計画で整備促進を要望	建設課、関係市町
町内道路網の強化	・板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕 ・防災・安全交付金事業等の活用による道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強	建設課、徳島県
道路網を守るための治水・治山事業等の推進	・関係機関と連携のもと、急傾斜地崩壊対策事業等の促進 ・関係機関に対し河川の無堤区間の整備促進、河道掘削等を要望	建設課、国、徳島県
道の駅におけるヘリポートの整備	・道の駅におけるヘリポートの整備	建設課、総務課
関係機関との連携強化	・徳島県の消防防災ヘリコプター等の活用を見据えた訓練の実施	総務課、徳島県、関係機関

■目標値

指標	現況	目標
高松自動車道	-	四車線化完了 (平成 30 年度)
徳島自動車道	-	部分四車線化着手 (平成 29 年度)
道の駅におけるヘリポートの整備	-	完成 (平成 31 年度)

2-6- 感染症の発生・まん延防止

・感染症の発生・まん延防止に向け、関係機関との連携のもと、助言・指導体制の構築、避難所における適切なゴミ処理、災害廃棄物の適正処理等に努める。

- ・医療、保健機関、徳島県等の関係機関との連携を図りながら、避難所等における感染症の発生・まん延を防止するため、避難所等の状況に応じた手指衛生、汚物処理、食品管理、換気、体調管理等の助言・指導を行う体制の構築に努める。
- ・避難所における衛生環境の維持に備え、指定避難所における災害用トイレや簡易トイレ等の備蓄に取組むとともに、避難所運営マニュアルの策定等に努める。
- ・災害廃棄物の仮置場の候補地の選定やゴミの排出ルールの検討等に取り組むとともに、公的機関や民間団体等における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制の構築に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
感染症の予防・まん延に向けた助言・指導体制の構築	・徳島県の「とくしま災害感染症専門チーム」等との連携を図りながら、避難所等における感染症の発生・まん延予防に向けた助言・指導体制の構築	福祉保健課
災害廃棄物の仮置場の候補地選定	・災害廃棄物の仮置場の候補地の更なる選定（現在 2 箇所）及び地権者等の同意確認	環境生活課
処理体制の構築	・公的機関や民間団体等における災害廃棄物の受入条件や処理可能量等の確認 ・災害発生時における受入体制の構築に向けた協定の締結又は覚書の作成	環境生活課

■目標値

指標	現況	目標
板野町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインの作成		作成 (平成 33 年度)
仮設トイレの整備数	95 個 (平成 28 年度)	170 個 (平成 33 年度)

2-6- 下水道対策の推進

・下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、耐震設計による下水道管渠の整備や下水道 B C P の策定に努める。

・下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、耐震設計による下水管渠の整備を図るとともに、下水道 B C P の策定に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
下水管渠の整備	・板野町流域関連特定環境保全公共下水道事業の推進	下水道課
下水道 B C P の策定	・震災発生時の板野町業務継続計画の策定	下水道課

■目標値

市指標	現況	目標
下水道供用区域	103ha (平成 27 年 4 月)	127ha (平成 31 年度)

事前に備えるべき
目標

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
---------	--

3-1- 行政機能の維持

- ・災害が発生した際においても、行政機能の維持・早期再開が図られるよう、施設の機能強化や体制整備、職員の防災対応能力の向上等に努める。
- ・また、後方支援拠点としての体制強化に向け、災害時の相互応援協定の締結に取り組むとともに、他自治体からの応援職員の受入体制や指揮命令系統等の事前検討等に努める。

- ・災害が発生した際に、庁舎等の被害を抑制し、業務の継続が図られるよう、庁舎等の耐震化や非常用電源装置の確保等に取り組む。
- ・大規模な災害が発生した際に、被災者支援をはじめ、速やかに各種の業務の継続・再開が図られるよう、平成 24 年に策定した板野町 B C P（業務継続計画）の充実と継続的な更新に取り組む。
- ・大規模な災害が発生した際に、職員も被災する可能性があることから、職員初動マニュアルの充実と理解・習得に取り組む。
- ・職員の防災対応能力の向上に向け、防災研修等への参加や防災士資格の取得促進に取り組む。
- ・大規模災害時においても必要な行政サービスの継続を図るため、徳島県や周辺市町村、さらには遠方の自治体等との相互応援協定等の締結に取り組む。また、他自治体からの応援職員の受入体制や指揮命令系統等の事前検討を行い、大規模災害時における適切な行政運営の維持・早期再開に備える。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
庁舎等の機能強化	・庁舎等の耐震化（済み） ・非常用電源装置の設置	総務課
板野町 B C P の更新	・平成 24 年に策定した板野町 B C P の充実と更新	総務課、全ての課
職員初動マニュアルの充実等	・職員初動マニュアルの充実と理解・習得	総務課、全ての課
町職員の防災対応能力の向上	・職員の防災研修等への参加促進 ・職員の防災士等資格の取得促進	総務課、全ての課
相互応援協定の締結	・自治体間の相互応援協定の締結	総務課

■目標値

指標	現況	目標
町職員の防災士取得者	1 人 (平成 28 年度)	10 人 (平成 33 年度)

3-1- 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策

・各種の住民データ等の行政情報の遺失を防止し、システム被害を受けた際の迅速な再開に向けた体制整備等に努める。

・住民データ等の行政情報の遺失を防止するため、基幹系（住民データ等）システムについては、県外データセンターにおけるクラウド運用に取り組んでいる。今後、システム被害を受けた際に、迅速にシステム運用を再開できるような体制の構築に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
住民データのクラウド運用	・住民データ等の行政情報の遺失防止に向けたクラウド運用	総務課、住民課 等
システム運用の再開に向けた体制強化	・システムのベンダーとともに、システム被害を受けた際の迅速なシステム再開に向けた体制構築に向けた検討 ・被害状況に応じた再開までの手順、タイムスケジュールの明確化	総務課、住民課 等
システムが使用不可になった際の対応の検討	・一定期間システムが使用不可な状況が生じた際の代替法の検討	総務課、住民課 等
町職員の対応能力の向上	・担当職員以外でも業務の理解やシステム操作が可能となる体制づくり（交代要員の育成、業務の分担化等） ・バックアップデータの取得・復元方法の研修等の実施、住民避難台帳等が迅速に作成できるような体制の構築	総務課、住民課 等

■目標値

指標	現況	目標
システム運用再開のマニュアル化及び訓練		実施 (平成 33 年度)

3-1- 警察機能の維持

- ・大規模な災害が発生した際にも、治安の維持を図るため、関係機関や警察ＯＢ等との連携体制の構築に努める。
- ・津波の被害が無く、高速道路ネットワークに恵まれた板野警察署の立地特性を踏まえ、警察機関の防災拠点としての機能強化等に対する要望に取り組む。

- ・大規模な災害が発生した際には、治安の悪化が懸念されることから、板野警察署との連携を図りながら、治安の維持に努める。
- ・多くの警察官を被災地に派遣する必要があることから、警察ＯＢ等による支援体制（大規模災害時緊急支援制度）の強化に努める。
- ・板野警察署の再編が検討される中、災害時の広域支援体制の視点から、板野警察署の立地特性が有効であることから、本町及び周辺地域における警察機関の防災拠点としての機能強化等に対する要望に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
治安の維持に向けた体制の検討	・町や消防団、自主防災組織と板野警察署による合同訓練等の実施	総務課、消防団、自主防災組織、板野警察署 等
大規模災害時緊急支援制度	・災害時における警察ＯＢ等による支援体制の強化	警察署

事前に備えるべき
目標

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

リスクシナリオ	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

4-1- 関係機関間の情報通信確保対策

・大規模な災害が発生した際にも、関係機関等との連携が図られるよう、情報通信手段の確保に努める。

・通信事業者等の回線が停止した場合にも、被災状況の確認や応急・復旧活動等に支障を及ぼさないよう、情報伝達手段の多重化等に取り組む。

・大規模災害時においても、町災害対策本部と避難所における情報通信手段の確保等に向け、公共施設や主要な避難所・施設におけるWi-Fi環境の整備等に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
防災行政無線のデジタル化	・防災行政無線のデジタル化への更新 ・関係機関との連携システムの強化及び機器の停電対策	総務課
移動系防災行政無線の更新、活用	・主に消防団が利用する移動系防災行政無線の更新、活用	総務課、消防団
総合情報通信ネットワークシステム（徳島県防災行政無線）の活用	・公衆通信網（有線、携帯電話）の途絶に備え、平成28年に更新された総合情報通信ネットワークシステム（徳島県防災行政無線）の活用	総務課、徳島県
公共施設や主要な避難所におけるWi-Fi環境の整備	・情報伝達手段の強化に向け、公共施設や主要な避難所におけるWi-Fi環境の整備 ・観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高める	総務課

■目標値

指標	現況	目標
防災行政無線のデジタル化	-	デジタル化の完成 (平成33年度)

4-1- 情報通信事業者や放送事業者等との連携

- ・関係機関等との連携のもと、非常用特設公衆電話の配備や臨時災害FM放送局の開設を見据えた体制整備等、災害の発生時においても、必要な情報が伝達できるような体制の構築に努める。また、災害用伝言板の利用方法等について、住民への周知・啓発を図る。

- ・町災害対策本部と情報通信事業者の連携を高め、災害の発生時においても、必要な情報を、いち早く、かつ正確に、住民等に伝達できるような体制の構築に努める。
- ・住民の安否確認等における情報伝達手段として、情報通信事業者と連携を図りながら、防災拠点や避難所への特設公衆電話の配備に取り組むとともに、災害用ダイヤル171やWeb171等の災害用伝言板の利用方法等に関する啓発に努める。
- ・大規模な災害時において、住民に対して必要な情報を適切かつ迅速に提供するため、情報通信事業者と連携を図りながら、臨時災害放送局（FM放送）の開設が可能となる体制の強化に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
合同訓練の実施	・放送事業者等とのL-アラート等を活用した合同訓練等の実施	徳島県、総務課、放送事業者
避難所への特設公衆電話の配備	・防災拠点や避難所への特設公衆電話の事前配備	総務課、情報通信事業者
災害用伝言板等の啓発	・防災訓練等での実演等を通じて、災害用ダイヤル171やWeb171棟の災害用伝言板の利用方法等に関する啓発	総務課、情報通信事業者
臨時災害放送局（FM放送局）の開設に向けた体制強化	・情報通信事業者と連携を図りながら、臨時災害放送局（FM放送局）の開設が可能となる体制の整備	総務課、情報通信事業者

■目標値

指標	現況	目標
特設公衆電話の配備	0箇所 (平成28年度)	10箇所 (平成33年度)

4-1- 非常用電力の確保

- ・災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源等の確保に努める。

- ・災害時に電力供給が停止した場合に備え、町内指定避難所15箇所に簡易防災倉庫を設置し、発電

機や車用充電器を備蓄している（平成 28 年 10 月末現在）。今後は、エネルギーの多様化、分散化を図り、引き続き、避難所等での非常用電源の確保に努める。

■ 具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
避難所等での非常用電源の確保	・ 発電機や車用充電器の備蓄	総務課

■ 目標値

指標	現況	目標
避難所における非常用発電機の確保数	10 個 (平成 28 年度)	20 個 (平成 33 年度)
ガソリン缶詰(1 L)	0 個 (平成 28 年度)	50 個 (平成 33 年度)
発電機(L P ガス使用)	0 個 (平成 28 年度)	10 個 (平成 33 年度)

事前に備えるべき 目標	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
----------------	--

リスクシナリオ	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-4 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態
---------	--

5-1- 企業のBCP策定支援

・災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、県や関係機関と連携を図りながら、企業等のBCP策定や耐災害性の向上を促す。

- ・企業等のBCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から重要であり、県や関係機関と連携を図りながら、企業等のBCP策定を促す。
- ・企業等における防災対策を促すために、合同訓練の実施等に努める。
- ・産業施設の損壊、火災、爆発等の防止を図るため、各事業所が有する危険物等の把握に努めるとともに、各事業所に対して耐災害性の向上に向けた啓発に努める。
- ・徳島県のBCP策定優良企業表彰制度や地震防災対策資金等の周知を図り、各企業のBCP策定を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
BCP（業務継続計画） 検討会の設置	・町内企業・団体等が参加する「BCP検討会」の設置と合同訓練の実施	総務課、産業課、商工会 等
各種の支援制度の周知	・徳島県の支援制度（BCP策定優良企業表彰制度や地震防災対策資金等）の周知	総務課、産業課、商工会、徳島県 等

5-1- 金融サービスの提供体制の構築

・災害時においても金融サービス等が維持されるよう、金融機関等との連携強化に努める。

- ・金融機関との連携強化を図り、災害発生時において、金銭等の持ち出しがかなわなかった住民に

対し、当面の生活に必要な資金を提供できるような仕組みの検討に努める。

5-1- 町内企業等の危険物の適正管理

・町内企業等における危険物の保有・管理状況の実態把握や適正管理に向けた周知等に努める。

・災害時において、有害物質等が拡散し、被害の拡大等につながることを防止するため、町内企業等における危険物の保有・管理状況の実態把握や適正管理に向けた周知等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
町内企業等における危険物の保有・管理状況の実態把握等	・危険物の保有・管理状況の実態把握 ・適正管理に向けた助言・指導	環境生活課、産業課、企業、消防署

5-1- 被災企業の支援体制の構築

・被災企業等の経営の維持安定を支援するため、融資制度等の周知に努める。

・企業が被災した際に、経営の維持安定を支援するために、被災企業に対する融資制度である「災害対策資金等」の周知等に努めていく。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
各種の支援制度の周知	・災害対策資金等の制度の周知	総務課、産業課、商工会、徳島県 等

リスクシナリオ	5-5 食料等の安定供給の停滞
---------	-----------------

5-5- 農業生産基盤等の災害対応力の強化

・大規模な災害が発生した際においても、営農活動が継続されるような体制整備に努める。

- ・本町の基幹産業の一つである農業施設の被害の軽減に向け、河川の無堤地区の解消や河道掘削等に向けた整備要望等に努める。
- ・土地改良区等との連携のもと、基幹的な農業水利施設の耐震化等に努める。
- ・被災した際の速やかな復旧・営農再開に向け、ＪＡ板野郡等の関係機関との連携のもと、農業法人等におけるＢＣＰの策定を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
河川整備の促進	・河川管理者に対して、河道掘削や無堤区間の整備、排水施設の機能強化等の要望	建設課、徳島県、国
基幹的な農業水利施設の耐震化	・土地改良区等との連携のもと、基幹的な農業水利施設の耐震化	産業課
農業法人等におけるＢＣＰ策定	・ＪＡ板野郡等の関係機関との連携のもと、農業法人等におけるＢＣＰの策定	産業課、総務課

事前に備えるべき 目標	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
----------------	--

リスクシナリオ	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上水道、農業用水等の長期間にわたる供給停止 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
---------	--

6-1- 災害時のエネルギー確保

・電力は、生活になくてはならないものであり、電力事業者等との連携のもと、施設の維持管理や早期復旧に向けた訓練等に努める。また、自然エネルギーの導入等、自立・分散型の電力供給体制の強化に努める。 ・道の駅に整備する電力施設については、平常時と災害時の両立を見据えたエネルギー供給のモデル的な取組みを進める。

- ・電力は、生活になくてはならないものであり、電力事業者等との連携のもと、施設の維持管理や早期復旧に向けた訓練等を促す。
- ・太陽光や風力といったエネルギーは「災害に強い」という特性を有していることから、公共施設や医療・福祉施設、主要な避難所等において太陽光パネル及び蓄電池等の設置を図り、自立・分散型の電力供給体制の強化に努める。
- ・災害発生時に電力供給が途絶した場合においても、住民の生活支援等のため、防災照明器具等の整備・充実に努める。
- ・道の駅に整備する、水素ステーション、LPG施設、太陽光利用の街灯（非常用電源付き）等の活用により、平常時と災害時の両立を見据えたエネルギー供給のモデル的な取組みを進める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
発電施設の災害対応力強化及び復旧の迅速化	・発電施設等の維持点検、大規模災害発生時を見据えた訓練の実施、関係機関との連携強化	電力供給事業者、町、関係機関
自然エネルギーの活用	・公共施設や医療・福祉施設、主要な避難所等への太陽光パネル等の設置及び既存設備のメンテナンス	総務課、施設管理者

6-1- ライフラインの早期復旧に向けた体制整備

・経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定の締結や合同訓練の実施、新たに整備する道の駅の活用も含めた活動拠点の確保等、早期の応急・復旧活動に向けた体制の強化等に努める。

- ・経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定の締結に取組むとともに、早期の応急・復旧活動の支援体制の強化、活動拠点の確保等の条件整備に努める。
- ・ライフライン事業者の活動拠点の確保に当たっては、あすたむらんど徳島や新たに整備する道の駅等の活用を見据え、救助・救急等の活動に取組む自衛隊や警察、消防等の広域応援部隊との事前調整（災害発生後からの時間経過に応じた必要区画・機能等の検討）等に努める。また、各種の活動を支える条件整備として、非常用発電機や自家発電設備等の確保、仮設のガソリンスタンドの設置体制の検討等に取組む。
- ・徳島県内の情報インフラの復旧を担う企業が本町にあり、ライフライン事業者の速やかな応急・復旧活動の支援に向け、国や県、関係機関との連携のもと、道路網の強化や道路啓開に向けた体制強化に努める。
- ・各ライフライン事業者では、独自の防災訓練（支援する側・受け入れる側の両面から）の実施や徳島県の防災訓練への参加等に努めており、活動の支援を図るとともに、町や自主防災組織等と連携した訓練等の検討に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
ライフライン事業者との協定の締結	・経済活動の早期再開に向け、ライフライン事業者との協定の締結	総務課
徳島自動車道四車線化促進期成同盟会による整備要望	・徳島自動車道四車線化促進期成同盟会における事業計画で整備促進を要望	建設課、関係市町
町内道路網の強化	・板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕 ・防災・安全交付金事業等の活用による道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強	建設課、徳島県
道路網を守るための治水・治山事業等の推進	・関係機関と連携のもと、急傾斜地崩壊対策事業等の促進 ・関係機関に対し河川の無堤区間の整備促進、河道掘削等を要望	建設課、国、徳島県
道の駅の活動拠点としての活用	・ライフラインの応急・復旧活動時における活動拠点としての活用の検討 ・自衛隊や警察、消防、ライフライン事業者等の関係機関との災害時における活用を見据えた事前調整	建設課、総務課、事業者、関係機関

・災害時においても、生活に必要な給水の確保に向け、水道施設の耐震化や停電対策、速やかな応急復旧に向けた体制づくり、応急給水体制の構築等に努める。

- ・本町の水道施設は、管路 138km のうち耐震化済みは 8.8km にとどまり、計画的な耐震化に取り組む。
また、取水施設や排水施設、導水施設、浄水施設等の耐震化に取り組む。
- ・停電対策として、水源地や配水池での非常用自家発電設備の設置に取り組む。
- ・大規模災害が発生し、給水に支障が生じた際に、早期の給水の回復への備えとして、復旧用配管材料等の確保や復旧活動に従事する民間事業者との協定等の締結に取り組む。
- ・水道施設が被災を受けた際に、可能な限りの飲料水の確保に向け、道の駅における飲料水兼用耐震性貯水槽の整備や緊急遮断弁の設置等に取り組むとともに、運搬給水における給水車の受入体制の構築等に努める。
- ・災害時における生活用水の確保において、再利用水や井戸水の活用が有効であることの啓発等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
水道施設の耐震化	・管路の耐震化 ・各種の水道施設の耐震化	水道課
停電対策	・水源地・配水池に非常用自家発電設備の設置	水道課
水道の応急復旧体制の構築	・復旧用配管材料等の備蓄 ・復旧活動に従事する民間事業者等との協定の締結	水道課
道の駅における飲料水兼用耐震貯水槽の整備	・道の駅における飲料水兼用耐震性貯水槽の整備	水道課、建設課、総務課
緊急遮断弁の設置	・犬伏配水池への緊急遮断弁の設置	水道課
給水車の受入体制の検討	・新たに整備する道の駅の活用も見据えながら、関係機関との連携のもと給水車の受入体制の検討	総務課、水道課、建設課

■目標値

指標	現況	目標
管路の耐震化	6.4% (平成 28 年度)	13.3% (平成 33 年度)
水源地・配水池への非常用自家発電設備の設置	0 箇所 (平成 28 年度)	4 箇所 (全ての箇所) (平成 33 年度)

6-1- 農業水利施設の強化

・大規模な災害が発生した際においても、営農活動が継続されるような体制整備に努める。

・土地改良区等との連携のもと、基幹的な農業水利施設の耐震化等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
基幹的な農業水利施設の耐震化	・土地改良区等との連携のもと、基幹的な農業水利施設の耐震化	産業課

6-1- 污水处理施設の対策

・污水处理施設の耐震化や下水道ＢＣＰの策定に努める。

- ・下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、耐震設計による下水管渠の整備を図るとともに、下水道ＢＣＰの策定に取り組む。
- ・合併処理浄化槽の設置に対する補助金の交付を行っており、更なる設置を促す。
- ・し尿処理施設（クリーンセンター）の施設及び設備の計画的な更新に取り組むとともに、施設が被災した際の代替施設の検討に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
下水管渠の整備	・板野町流域関連特定環境保全公共下水道事業の推進	下水道課
下水道ＢＣＰの策定	・震災発生時の板野町業務継続計画の策定	下水道課
板野町浄化槽設置整備事業	・合併処理浄化槽の設置促進に向け補助金の交付	下水道課
し尿処理施設の計画的な更新	・クリーンセンターの施設及び設備の計画的な更新 ・施設が被災した際の代替施設の検討	環境生活課

■目標値

指標	現況	目標
下水道供用区域	103ha (平成 27 年 4 月)	127ha (平成 31 年度)
合併処理浄化槽の設置		175 基 (平成 32 年度)

リスクシナリオ	6-4 交通ネットワークが分断する事態
---------	---------------------

6-4- 道路網の強化

・後方支援拠点として重要な役割を担う施設を有しており、国や徳島県の道路啓開計画等を踏まえつつ、関係機関と連携のもと道路網等の強化を図る。

- ・四国広域道路啓開計画「四国おうぎ（扇）作戦」（四国道路啓開等協議会）が策定されており、国や徳島県の計画を踏まえつつ、関係機関と連携を図りながら道路網等の強化を図る。
- ・町内の道路網の強化に向け、板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁修繕、耐震改修等に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
徳島自動車道四車線化促進期成同盟会による整備要望	・徳島自動車道四車線化促進期成同盟会における事業計画で整備促進を要望	建設課、関係市町
町内道路網の強化	・板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕 ・防災・安全交付金事業等の活用による道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強	建設課、徳島県
道路網を守るための治水・治山事業等の推進	・関係機関と連携のもと、急傾斜地崩壊対策事業等の促進 ・関係機関に対し河川の無堤区間の整備促進、河道掘削等を要望	建設課、国、徳島県

■目標値

指標	現況	目標
高松自動車道	-	四車線化完了 (平成 30 年度)
徳島自動車道	-	部分四車線化着手 (平成 29 年度)

6-4- 緊急車両等の円滑な通行の確保

・ 応急・復旧活動等に必要となる車両等の円滑な移動を促すため、緊急通行車両事前届出制度等の運用や徳島県の災害時情報共有システムの活用等に努める。

- ・ 発災後の速やかな道路啓開やライフラインの早期復旧に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の周知や的確な運用に努める。
- ・ 災害の発生時において、通行可能なルートを把握することのできる徳島県の「災害時情報共有システム」の情報の活用を図るとともに、ライフライン事業者等との情報共有体制の強化に取り組む。

事前に備えるべき
目標

制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ	7-1 市街地での大規模火災の発生 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
---------	--

7-1- 住宅・建築物の耐震化の促進 1-1- の再掲

・本町の南海トラフの巨大地震等による人的被害の多くは、揺れによるものであることから、住民等の命を守るため、減災効果の大きい住宅の耐震化に取り組む。

- ・住宅の耐震化率は68.0%となっており、住民に対して、耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修の支援事業等の周知を図り、住宅・建築物等の耐震化を促す。
- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、避難行動の妨げや地震火災の発生等にもつながることから、被害の拡大防止等を目指して耐震化を促進する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
板野町耐震改修促進計画の改定	・平成26年4月に改定した「板野町耐震改修促進計画」の推進、必要に応じた計画の見直し	建設課
住宅の耐震化に関する既存の支援事業の継続・充実	・「木造住宅耐震診断支援事業」、「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」、「耐震シェルター設置支援事業」、「住宅の住替支援事業」の継続及び充実	建設課
既存の支援事業の充実及び新たな支援事業の検討	・耐震診断・耐震改修の促進において、障害の一つとなっている費用負担の軽減に向け、町独自の上乗せ等の検討 ・家庭での安全対策として、家具の転落・転倒防止対策の啓発や周知、新たな支援制度等の検討	建設課
支援事業等の啓発・周知	・広報やHP等を通じて、住宅の耐震化に関する支援事業等の啓発・周知	建設課、総務課

■ 目標値

指標	現況	目標
住宅の耐震化率	68.0% (平成 25 年 1 月)	100% (平成 32 年度末)
耐震診断数	18 件/年 (平成 16 年度～ 平成 27 年度平均)	20 件/年 (平成 33 年度)
耐震改修数	1 件/年 (平成 17 年度～ 平成 27 年度平均)	3 件/年 (平成 33 年度)

7-1- 建築物等の倒壊防止対策 1-1- の再掲

・大規模地震時の建築物等の倒壊による被害拡大を抑制するため、空き家対策等に取り組むとともに、徳島県が公表した「大規模盛土造成地マップ」等を活用しながら、住民の危機意識の高揚に努める。また、徳島県が作成する中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の被害想定周知・啓発等に取り組む。

- ・平成 27 年 2 月の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を踏まえつつ、空き家等の倒壊を防止し、地域の防災力向上や居住環境の改善、地域活力の一助につなげていくため、老朽化して危険な空き家の除却や活用に努める。
- ・徳島県が公表した「大規模盛土造成地マップ」等を活用しながら、マップに示された町内 3 箇所周辺の住民への周知・啓発を図るとともに、盛土の崩落等の危険性に関する住民の危機意識の高揚に努める。
- ・中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の危険性の認識を高めるため、徳島県が作成する被害想定の結果等を踏まえながら、住民への周知・啓発に努める。
- ・中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による「多数の人が利用する施設」等の倒壊による死者の発生を防止するため、徳島県の「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、活断層直上の新築等の防止に関する周知に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の被害想定周知	・徳島県が作成する被害想定の結果等を踏まえ、住民への周知・啓発	徳島県、総務課、建設課
徳島県の「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の周知	・活断層直上における新築等の防止に向け、「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の周知・啓発	徳島県、総務課、建設課
板野町空き家再生等促進事業	・空き家等について、居住環境の整備改善や地域の活性化に資する滞在型施設、交流施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得、移転、増改築等	建設課、総務課、環境生活課
空家等の対策に向けた体制整備	・固定資産税の特例見直しの検討 ・空き家の所有者の特定や除却等の働きかけを行うための体制整備	建設課、総務課、環境生活課、税務課
空家等対策計画の策定	・空家等対策の推進に関する特別措置法に位置付けられた「空家等対策計画」の策定	建設課、総務課、環境生活課
大規模盛土造成地マップ等の周知・啓発	・徳島県の「大規模盛土造成地マップ」等を広報やHP等による情報発信。	徳島県、建設課

7-1- 応急危険度判定の実施に向けた体制強化

・発災後、応急危険度判定を円滑に実施するため、徳島県建築士会（板野地域会）や自主防災組織等との連携を図りながら、応急危険度判定士の養成や実施体制の強化等に努める。

・徳島県建築士会（板野地域会）との連携体制の構築等に努め、町職員や自主防災組織等への応急危険度判定に関する講習会や訓練等の開催を検討する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
建築士会（板野地域会）との協定締結の検討	・応急危険度判定の体制強化に向け、建築士会との協定締結の検討	総務課
応急危険度判定に関する講習会・訓練の実施検討	・応急危険度判定に関して、建築士会（板野地域会）と連携を図りながら、講習会や訓練の開催検討	総務課

■目標値

指標	現況	目標
被災宅地危険度判定士	5人 (平成28年度)	10人 (平成33年度)
地震被災建築物応急危険度判定士	3人 (平成28年度)	10人 (平成33年度)

7-1- 建築物等における防火用設備等の充実 1-1- の再掲

・社会福祉施設や病院等における防火用設備等の充実を図るとともに、住宅等における住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。

- ・社会福祉施設や病院等は、火災等が発生した際に、自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設管理者等との協力のもと、スプリンクラーの設置や防災用施設等の整備を進める。
- ・震災時における火災の発生、延焼を防止するため、町営住宅や個々の家庭において、住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。また、LPGガスの放出による延焼を防止するため、LPGガス放出防止装置等の設置を促す。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
社会福祉施設等の耐火性の向上	・施設管理者等との協力のもと、スプリンクラーの設置や防火用施設等の整備 ・定期的な点検の実施と結果を踏まえた施設・設備等の改修	福祉保健課、総務課、消防署、施設管理者等
町営住宅における耐火性の向上	・消火器等の設置、更新 ・「板野町公営住宅長寿命化計画」に基づく設備の修繕、更新	建設課
家庭における防火用設備等の充実	・住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカーの設置促進	総務課、消防署
LPGガス放出防止装置等の設置促進	・LPGガス放出防止装置等の設置促進	総務課、徳島県、社団法人徳島県エルピーガス協会

■ 目標値

指標	現況	目標
町営住宅の防火設備（消火器等）設置率	96% (平成 28 年度)	100% (平成 33 年度)
住宅用火災警報器の設置率	53.5% (平成 27 年 6 月)	100% (平成 33 年)

リスクシナリオ	7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
---------	--

7-3- 土砂災害対策の促進 1-4- の再掲

・土砂災害による被害を最小限にするため、国・徳島県と連携を図りながら、土砂災害対策に努める。

- ・国・県と連携を図りながら、砂防・治山・地すべり・急傾斜地崩壊対策等のハード対策を推進し、地震や豪雨時等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。
- ・森林の持つ公益的機能を維持し、無秩序な伐採を未然に防ぐとともに、円滑な治山事業を可能にするため、保安林化を検討する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
土砂災害対策	・国・県と連携を図りながら、砂防・治山・地すべり・急傾斜地崩壊対策等のハード対策	国、徳島県、建設課
保安林化の検討	・森林の持つ公益的機能を維持し、無秩序な伐採を未然に防ぐとともに、円滑な治山事業を可能にするため、保安林化を検討	徳島県、産業課

7-3- 土砂災害等に対する防災意識の啓発 1-4- の再掲

・土砂災害（特別）警戒区域の指定等を踏まえ、土砂災害に対する住民の防災意識の高揚を図る。

- ・県による「土砂災害防止法」に基づく土砂災害（特別）警戒区域の指定等を踏まえ、土砂災害ハザードマップの戸別配布やHP等での情報発信に努めており、今後も、土砂災害等に対する住民の防災意識の高揚に取り組む。
- ・関係機関と連携し、土砂災害警戒判定メッシュ情報等に関する周知や土砂災害を対象とした防災訓練等の実施を検討し、住民の防災意識の向上や災害対応能力の向上に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
土砂災害ハザードマップの作成・配布	・土砂災害ハザードマップの作成、戸別配布、HP等での情報発信	総務課
土砂災害を対象とした防災訓練の実施	・関係機関と連携した土砂災害を対象とした防災訓練の実施	総務課、徳島県、関係機関

7-3- ため池対策の推進 1-4- の再掲

・ため池被害の未然防止や被害軽減に向け、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。

- ・本町は、34 箇所のため池を有しており、被害の未然防止や被害軽減に向け、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。
- ・老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、耐震性の向上に向けた耐震工事を図る。
- ・ため池整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については「ため池ハザードマップ」を作成し、住民への災害リスクの周知や災害対応力の向上に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
農村地域防災減災事業 (ため池ハザードマップ作成事業)	・ため池決壊時に、人命・人家等に甚大な影響をおよぼすおそれがあるため池について、ため池ハザードマップを作成(7 箇所)	産業課、徳島県
農村地域防災減災事業 (ため池耐震診断)	・大規模地震に対するため池の耐震性を検証(9 箇所)	産業課、徳島県
農村地域防災減災事業 (ため池耐震工事)	・耐震診断調査の結果を踏まえ、大規模地震に対するため池の耐震性を向上	産業課、徳島県

■目標値

指標	現況	目標
ため池耐震工事	0 箇所 (平成 28 年度)	7 箇所 (平成 33 年度)

7-3- 農地保全の対策

・農地や水路等の適正管理に努め、農村地域の持つ多面的機能の維持・発揮に努める。

- ・農地等の荒廃による被害の拡大を防止するため、農地や水路等の適正管理に努め、農村地域の持つ多面的機能の維持・発揮に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
多面的機能支払交付金事業	・農地や水路を保全管理する活動組織に対し、交付金を交付する	産業課

■目標値

指標	現況	目標
活動認定面積	164ha (平成 28 年度)	240ha (平成 33 年度)

事前に備えるべき 目標	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
----------------	--

リスクシナリオ	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
---------	--

8-1- 災害廃棄物の適正処理の体制構築

・関係機関との連携のもと、大量に発生する災害廃棄物の適正処理等に努める。

- ・災害廃棄物対策指針に基づき、徳島県災害廃棄物処理計画が策定されたことから、板野町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインの作成に取り組む。
- ・災害廃棄物の仮置場の候補地の選定に取り組むとともに、公的機関や民間団体等における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制の構築に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
板野町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインの作成	・板野町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインの策定 ・国や徳島県の動向を踏まえ、適切な更新	環境生活課
災害廃棄物の仮置場の候補地選定	・災害廃棄物の仮置場の候補地の選定及び地権者等の同意確認	環境生活課
処理体制の構築	・公的機関や民間団体等における災害廃棄物の受入条件や処理可能量等の確認 ・災害発生時における受入体制の構築に向けた協定の締結又は覚書の作成	環境生活課

■目標値

指標	現況	目標
板野町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインの作成	-	作成 (平成 33 年度)

リスクシナリオ	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
---------	---

8-2- 地元の建設業者等の育成、連携強化

・道路啓開や応急危険度判定等にて重要な役割を担う、地元の建設業者・建築業者の育成や担い手確保の支援、企業のBCP策定等に努める。

- ・建設業者や建築業者等が被災するおそれもあることから、企業のBCP策定等を促す。
- ・建設・建築業界においても、高齢化や若年層の離職等が生じていることから、担い手確保や技術の伝承、就労環境の改善を促す。
- ・建設業協会や建築士会等の組織との連携強化を図り、災害時における体制の強化等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
BCP（業務継続計画）検討会の設置	・町内企業（建設業者の参加）・団体等が参加する「BCP検討会」の設置と合同訓練の実施	総務課、産業課、商工会 等
徳島県公共工事品質確保支援連絡会議	・担い手三法（建設業法、品確法、公契法）に基づく支援施策や公共工事の品質確保等の取組による建設業界の活性化	総務課、建設課、産業課

8-2- 復興を担う業者・人材の確保

・速やかな道路啓開や応急危険度判定等の実現に向け、地元の建設業者・建築士会等との連携強化を図るとともに、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握等に努める。

- ・速やかな道路啓開の実現に向けた体制強化として、地元の建設業者等と災害時支援協定等の締結を行うとともに、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握等に努める。
- ・大規模災害時には、県内外の自治体との相互応援協定の締結により、被災を受けていない自治体からの支援を検討するなど、多様な支援体制の強化に努める。
- ・大規模災害時における建設関係技術者や建築技術者の人材確保に向け、行政（徳島県や町等）の技術職員OBやボランティアの確保・育成等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
建設業協会等との災害 時応援協定の締結	・建設業協会との災害時応援について協議、協定の締結 ・日常からの関係機関との連携強化	

リスクシナリオ	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
---------	---

8-3- 警察機能の維持 3-1- の再掲

- ・大規模な災害が発生した際にも、治安の維持を図るため、関係機関や警察ＯＢ等との連携体制の構築に努める。
- ・津波の被害が無く、高速道路ネットワークに恵まれた板野警察署の立地特性を踏まえ、警察機関の防災拠点としての機能強化等に対する要望に取り組む。

- ・大規模な災害が発生した際には、治安の悪化が懸念されることから、板野警察署との連携を図りながら、治安の維持に努める。
- ・多くの警察官を被災地に派遣する必要があることから、警察ＯＢ等による支援体制（大規模災害時緊急支援制度）の強化に努める。
- ・板野警察署の再編が検討される中、災害時の広域支援体制の視点から、板野警察署の立地特性が有効であることから、本町及び周辺地域における警察機関の防災拠点としての機能強化等に対する要望に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
治安の維持に向けた体制の検討	・町や消防団、自主防災組織と板野警察署による合同訓練等の実施	総務課、消防団、自主防災組織、板野警察署 等
大規模災害時緊急支援制度	・災害時における警察ＯＢ等による支援体制の強化	警察署

8-3- 応急仮設住宅や災害公営住宅の建設候補地等の検討

- ・大規模な災害が発生した際でも、震災による人口の流出を抑制するため、速やかな応急仮設住宅の確保等、被災者の住み処の確保に努める。

- ・大規模な災害が発生した際に、速やかに応急仮設住宅等の建設につなげていくために、応急仮設住宅の建設候補地等の確保に取り組む。また、候補地における応急仮設住宅の配置の検討等、災害時に速やかな提供が可能な体制づくりに努める。
- ・速やかな応急仮設住宅や災害公営住宅の確保に向け、徳島県や建築士会（板野地域会）との連携強化に努めるとともに、地場産業の振興につながる仕組みづくりの検討に努める。
- ・新たに整備する道の駅を応急仮設住宅の建設候補地として検討する。
- ・大規模な災害が発生した際でも、震災による人口の流出（震災過疎）を可能な限り抑制するため、

徳島県や建築士会等の関係機関と連携を図りながら、家屋が被災した場合の応急修理等の速やかな実施に向けた体制強化に取り組む。

- ・速やかな応急仮設住宅等の建設への備えとして、林業振興施策との連携を図りながら、建築資機材等の確保対策を検討する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
応急仮設住宅の建設候補地の検討	・ソフトパーク・いたの等の土地資源を活かし、応急仮設住宅の建設候補地等の確保 ・道の駅を応急仮設住宅の建設候補地として検討。	総務課、建設課
危険度判定や応急修理の実施に向けた体制整備	・被災住宅の速やかな危険度判定の実施に向けた体制の整備 ・速やかな応急修理に向けた体制の整備	徳島県、総務課、建設課、建築士会
応急仮設住宅の建築資機材等の確保対策の検討	・建築資機材等の確保対策の研究	建設課、産業課

8-3- 被災者の生活再建の支援

- ・被災者の生活再建の支援に関する事務手続き等に関する職員の対応能力の向上に努める。

- ・被災者が早期に生活再建できるように「被災者生活再建支援制度」に関する研修を実施し、職員の対応能力の向上を図る。
- ・り災家屋証明書をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や事務処理手続きの周知、各種手続きに関する研修等に取り組む。
- ・被災者の生活再建に資するため、行政機能の早期復旧はもとより、福祉施設や学校等の早期再開に向け、施設の強化や取組体制の強化に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
「被災者生活再建支援制度」等の各種手続きに関する研修の実施	・「被災者生活再建支援制度」や「災害弔慰金」等の事務処理手続き等に関する研修の実施	住民課
板野町BCPの更新	・平成24年に策定した板野町BCPの更新と充実	総務課、全ての課
職員初動マニュアルの充実等	・職員初動マニュアルの充実と理解・習得	総務課、全ての課

リスクシナリオ	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-4- 交通網の寸断への備え

・交通網の途絶を防ぐため、道路網等の強化に努めるとともに、交通網が寸断した際においても、救急搬送等に対応するためにヘリポートの整備に努める。

- ・四国広域道路啓開計画「四国おうぎ（扇）作戦」（四国道路啓開等協議会）が策定されており、国や徳島県の計画を踏まえつつ、関係機関と連携を図りながら道路網等の強化を図る。
- ・町内の道路網の強化に向け、板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁修繕、耐震改修等に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
徳島自動車道四車線化促進期成同盟会による整備要望	・徳島自動車道四車線化促進期成同盟会における事業計画で整備促進を要望	建設課、関係市町
町内道路網の強化	・板野町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕 ・防災・安全交付金事業等の活用による道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強	建設課、徳島県
道路網を守るための治水・治山事業等の推進	・関係機関と連携のもと、急傾斜地崩壊対策事業等の促進 ・関係機関に対し河川の無堤区間の整備促進、河道掘削等を要望	建設課、国、徳島県

■目標値

指標	現況	目標
高松自動車道	-	四車線化完了 (平成 30 年度)
徳島自動車道	-	部分四車線化着手 (平成 29 年度)

8-4- 河川整備等の推進

・大規模水害による被害を最小限にするため、『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』（平成 28 年 8 月 31 日）に基づき、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。また、河川管理者に対して、河道掘削や無堤区間の整備等の要望に努める。

- ・吉野川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』（平成 28 年 8 月 31 日）に基づき、関係機関と減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進に努める。
- ・大規模水害による被害を最小限にするため、河川管理者に対して、河道掘削や無堤区間の整備、排水施設の機能強化等を要望し、計画的な河川整備を促す。
- ・広域な浸水被害が発生した際に、速やかな排水を促すために、排水ポンプ車を有する国土交通省等との連携強化を図るとともに、合同訓練への参加や排水ポンプ車要請を想定した訓練等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
河川整備の促進	・河川管理者に対して、河道掘削や無堤区間の整備、排水施設の機能強化等の要望	建設課、徳島県、国
『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』に基づくハード・ソフト対策の推進	・『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』に基づくハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進	吉野川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（国、徳島県、周辺市町(10 市町)、総務課、建設課）
広域浸水時の排水対策に向けた関係機関との合同訓練の実施	・合同訓練への参加 ・排水ポンプ車要請を想定した訓練、手順の確認	総務課、国、徳島県、関係団体

8-4- 地籍図の電子化

・災害後の円滑な復旧・復興に備え、地籍調査成果の電子化を実施する。

- ・東日本大震災の復旧・復興事業において、地籍調査や相続手続きが未実施の場合、用地の確定等に時間を要し、復旧・復興事業の遅れにつながったことから、地籍調査成果の電子化を実施する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
地籍図の電子化	・地籍図及びマイラー図による地番図の電子化を行い、 災害後の復旧・復興に備える。	税務課

■目標値

指標	現況	目標
地籍図の電子化	-	完成 (平成 29 年度)

事前に備えるべき
目標

防災・減災と地方創生を一体とした活力ある地域づくり

リスクシナリオ 9-1 人口減少・少子高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

9-1- 道の駅の整備

・町の総合的な販売・PR、住民の安心拠点としての機能に加え、水素ステーション等を整備した、未来の交通体系を先取りする「道の駅」の整備に努める。

・本町の活性化における核となる施設として、また、災害時の広域の防災拠点として「道の駅」の整備に取り組む。

（町の活性化施設としての機能）

・地元産業の活性化に向け、農産物や加工品の販売施設としての整備・活用を図る。

・共助につながる地域コミュニティの場の整備・活用を図る。

（災害時の拠点施設としての機能）

・津波による被害がない安全な場所にあり、板野・藍住ICに近接している立地特性を活かし、広域の防災拠点として整備・活用を図る。

・水素ステーション、LPG施設、太陽光利用の街灯（非常用電源付き）を設置し、「災害時エネルギー供給基地」としての整備・活用を図る。

・町内の給食センターと連携を図りながら、道の駅内の食事処や物産店を活用した「食料提供拠点」としての整備・活用を図る。

・県内で大規模な地震・津波災害が発生した際には、徳島県の「広域物資輸送拠点」の代替施設として活用することも検討する。

・避難施設としての活用や、車中泊避難者の受け入れ場所としての活用も検討する。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課／関係機関
（仮称）道の駅「いたの」の整備	・（仮称）道の駅「いたの」の整備	全ての課

■目標値

指標	現況	目標
道の駅の整備	-	完成 (平成31年度)

9-1- 地域防災力の向上

- ・人口減少・少子高齢化が進む中で、住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得を図るとともに、自主防災組織や消防団の育成に努める。

- ・人口減少・少子高齢化が進む中で、住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得等を図るとともに、自主防災組織や消防団の育成に努める。
- ・日常からのコミュニティ活動等を通じて、地域の連帯感を高めることが、地域防災力の向上につながることを期待されることから、各種のコミュニティ活動や幅広い年齢層の交流機会の充実等に努める。
- ・災害時要援護者対策には、共助の取組が重要であり、関係機関等が連携を図りながら、高齢者や障がい者、その家族等が気軽に相談できる体制等の構築に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
防災意識の高揚	・防災訓練等を通じて、住民一人ひとりの防災意識の高揚	総務課
自主防災組織の活動支援	・板野町自主防災組織協議会を通じた各自主防災組織の自主的な活動の支援 ・活動の支援を通じて活動力バ－率の向上	総務課、自主防災組織協議会
消防団員の確保	・消防団員の確保	総務課
相談事業	・高齢者や障がい者、その家族等の相談事業	福祉保健課、産業課、総務課

■目標値

指標	現況	目標
自主防災組織活動力バ－率	90.8% (平成 28 年度)	100% (平成 33 年度)

リスクシナリオ	9-2 大規模な災害の発生を機に、人口の流出等が生じる事態
---------	-------------------------------

9-2- 事前復興計画の検討

- ・地域住民等と協力しながら、事前復興計画の検討に努める。
- ・災害後のまちづくりのビジョンを検討しておくことで、速やかな復旧・復興につながることを期待されることから、地域住民や自主防災組織と協力しながら、事前復興計画の検討に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
事前復興計画の検討	・被災後のまちづくりのビジョン等の検討に向けた研究	総務課、建設課、全ての課

4-2 横断的施策分野の推進方針

横断的分野

リスクコミュニケーション分野

- 職員の防災意識の高揚

・町職員一人ひとりが防災の要であるとの自覚のもと、様々な防災・減災対策に努める。

- ・町職員一人ひとりの防災意識や防災知識を高め、一人ひとりが防災の要であるとの自覚を持ち、日常から防災を意識した行動に取り組む。
- ・災害後の自助・共助・公助の円滑な役割分担を促すためには、住民と町職員の信頼関係が重要であり、日常から住民の意向把握や協働の取組、地域行事等への積極的な参加に努める。

■目標値

指標	現況	目標
防災士登録者数（町内、職員）	21人、1人 (平成28年度)	40人、10人 (平成33年度)
被災宅地危険度判定士	5人 (平成28年度)	10人 (平成33年度)
地震被災建築物応急危険度判定士	3人 (平成28年度)	10人 (平成33年度)

- 住民の防災意識の高揚

- ・年齢層に応じて防災について学ぶ機会の充実や自主防災組織の活動支援、地域の防災リーダーの確保・育成等に努める。
- ・災害時の各種ボランティア活動等における中高生の活動を促すため、多様な防災教育に努める。
- ・徳島県や関係機関等との連携のもと、多様な学びの機会の拡充等に努める。

- ・「自らの命は、自らが守る」という自助を基本に、幼少期からの防災教育をはじめ、年齢層に応じて防災について学ぶ機会の充実等に努める。また、幼稚園児・小学生・中学生等に対しては、「地域の特性」の理解を高めるための防災教育に取り組む。
- ・大規模な災害が発生した際には、地域コミュニティの維持・活性化や各種のボランティア活動等において、中学生・高校生の役割は重要であるとの認識のもと、自らが考える力を養いながら、防災教育に取り組む。
- ・徳島県や関係機関等の協力を得ながら、被災体験や復旧・復興に携わった人の体験談等を聞く機

会の拡充等に努める。

- ・自主防災組織の未結成地区の解消を図るとともに、板野町自主防災組織協議会を通じて各自主防災組織の活動支援に努める。また、自主防災組織ごとに、活動目標の検討や地区防災計画の策定に取り組む等、活動の活性化につなげる手段等の検討に努める。
- ・自主防災組織と連携を図りながら、町職員ＯＢや消防署職員ＯＢ、消防団ＯＢ等の人材活用により、中核となる防災リーダーの育成に努める。

- 関係者間の協働・連携強化

・住民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、徳島県、町、その他の関係者が、協働の体制により、防災・減災対策に努める。

- ・住民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、徳島県、町、その他の関係者が、日常からの交流・連携を図り、防災・減災対策に協働の体制で取り組む。
- ・避難生活等における男女共同参画の視点や災害時要援護者をはじめとしたあらゆる者の人権に配慮しながら、緊密に連携を図る。
- ・徳島県立板野高等学校における防災クラブの活動の継続・発展を促し、地域や家庭等への防災意識の高揚につなげていくとともに、各学校の教職員の防災士資格取得等に努める。

■目標値

指標	現況	目標
防災士登録者数（町内、職員）	21人、1人 (平成28年度)	40人、10人 (平成33年度)

- 公共施設の老朽化対策

・「板野町公共施設等総合管理計画」の策定に取組み、住民目線に立った公共施設の在り方を明確にする。

- ・人口の推移・人口構造の変化、財政的負担を踏まえて、将来ニーズを見通し、住民の利便性を考慮し、公共施設の在り方を明確にしていくため、「板野町公共施設等総合管理計画」の策定に取り組む。
- ・住民目線に立ち、新たな住民ニーズに的確に対応するため、公共施設の統廃合や転用等による既存ストックの有効活用に努めるとともに、必要な修繕・更新等により、公共施設等の最適化に努める。
- ・公共施設等に関する情報を全庁的に共有し、総合的かつ計画的に管理していくため、基幹的な共有施設等のデータベースの整備に取り組む。

- 大学等との連携強化

・徳島工業短期大学等との連携により、地域の活性化や防災・減災対策に努める。

- ・本町に、徳島工業短期大学が立地している特性を活かし、徳島工業短期大学と板野町の協定（平成 26 年 3 月）に基づき、大学と地域等の連携強化を図りながら、防災や地域の活性化につながる研究開発等の取組を図る。
- ・災害時における徳島工業短期大学の有する技術や資機材、人材の活用に向け、様々な連携方策の検討に努める。
- ・大学の学生が、地域の防災力を担う貴重な人材であるとの認識のもと、大学等と連携を図りながら、学生等の防災意識の高揚や地域との交流機会の充実等に努める。

■具体的な施策・事業

施策・事業	概要	担当課 / 関係機関
徳島工業短期大学との連携事業の推進	・徳島工業短期大学と板野町の協定（平成 26 年 3 月）に基づき、短期大学の特色を活かした地域づくりや防災・減災の取組等の推進	全ての課、徳島工業短期大学

- 道の駅の活用

・道の駅の活用による地域の活性化や防災・減災対策につながる取組み等の研究に努める。

- ・町内の民間事業者等との連携を図りながら、町産の食材を使用した「売れる防災備蓄食品」の開発に向けた研究等に努める。

- 人口定着対策

・人口減少に抑制をかけることで、地域防災力の維持・充実等につながることから、様々な人口定着対策に努める。

- ・新たに整備する道の駅については、地域住民の活力を生み出す拠点として、また、災害時における拠点として、地域住民の生活を支える施設として、整備・活用を図る。
- ・必要な生活基盤の整備をはじめ、子育て支援対策や企業誘致等の推進を図り、人口減少の抑制や地域防災力の維持・充実等に努める。
- ・空き家や遊休施設等を有効活用し、サテライトオフィスの誘致や地域コミュニティの拠点としての利用を検討する。

リーディングプロジェクト（重点施策）

5 - 1 リーディングプロジェクトの位置づけ

本町の“強み”である「高速交通網へのアクセス性」や「あすたむらんど等の防災時の拠点となる施設の存在」等を活かしつつ、本町の防災・減災対策の3つの柱（リーディングプロジェクト）として位置付ける。

5 - 2 板野町の防災・減災対策の3つの柱（リーディングプロジェクト）

・道の駅を核とした防災・減災対策

津波による被害のない安全な町であり、板野ＩＣ・藍住ＩＣに近接している立地特性を活かした、“シームレスな道の駅”の整備により、平常時の地域活性化施設として、また、災害時の防災拠点施設として整備・活用を図る。

●計画地の立地特性

- ・高速交通網（板野ＩＣ・藍住ＩＣ）が近接し、四国各地や本州（近畿地方等）等からのアクセスが集約している。
- ・津波による被害が無い安全な地域にあり、甚大な津波被害が想定されている徳島東部や徳島南部への重要な出発点に位置する。
- ・板野町役場や板野警察署等に近接し、大規模災害時の活動拠点となる機関が立地している。

➡平常時の地域活性化の拠点として、また、災害時の救援救助活動等の拠点としての活用が期待



図 道の駅の計画地（左：広域図、右：詳細図） 広域図は徳島県津波浸水想定区域図を加工

●道の駅の整備方針

- ・板野町が活性化していくプロセスには、「道」というスキームは重要であり、新しいコンセプトの「道の駅」を整備する。
- ・板野町の交通条件の利点や大きな集客力を有している観光レクリエーション施設の立地、さらには今後の利用が見込まれる“お遍路さん”等の条件を活かし、「観光・交流の促進」や「基幹産業である農業の強化」に向けた総合的な販売・ＰＲに資する施設として整備する。
- ・また、「地域住民の安心・安全拠点」や「広域的な防災拠点」としての役割をはじめ、水素ステーションやＬＰＧなどの「エネルギー供給基地」として、未来の交通体系を先取りする「道の駅」を整備する。

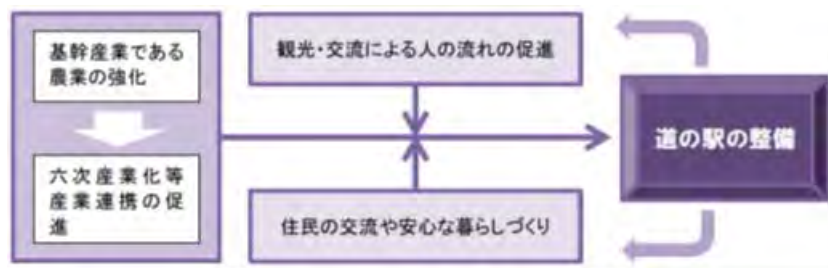


図 道の駅の整備による展開イメージ

参照：板野町総合戦略 いたの再興《最高》新南海道戦略

●道の駅に求められる役割

- ・町の基幹産業である農業の強化に向け、6次産業化等産業連携の促進につながる施設・機能
- ・観光客や来訪者等が訪れ、憩いやうるおい、楽しみを実感できる施設・機能
- ・地域住民のコミュニティの形成や日常生活の利便性向上、安全・安心に寄与する施設・機能
- ・大規模な津波災害等が懸念されている沿岸部の被災地と支援部隊等を結ぶ後方支援拠点としての活用可能な施設・機能

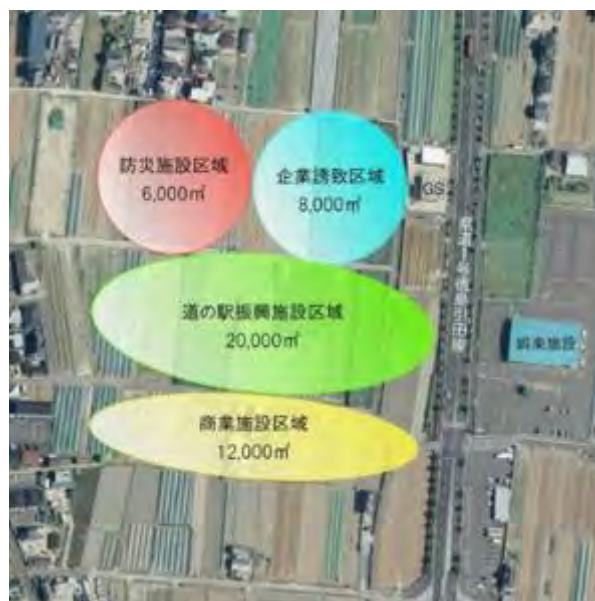


図 道の駅のゾーニング計画

●道の駅の導入機能

- ・大規模な災害が発生した際に、「平常時の“地域活性化へ寄与する機能”」がスムーズに「災害時の“防災拠点機能”」として活用可能となる「シームレス（継ぎ目のない）な道の駅」として整備を図る。
- ・独立したエネルギー源の確保を図り、平常時・災害時ともにエリア内の電力確保に努めるとともに、被災地へのエネルギー供給基地としての機能導入を検討する。

表 導入機能と役割

区域	導入機能	平常時の役割	災害時の役割
企業誘致 区域	水素ステーション、L P G等	・未来志向型のエネルギー 供給基地としての先進 的な取組	・災害時の「エネルギー供給基地」 としての機能
防災施設 区域	防災施設(防災倉庫、ヘ リポート等)	・非常用物資の備蓄 ・防災訓練、救助訓練等に 活用	・住民及び広域的な避難者の支援拠 点「物資調達・供給基地」として の機能
道の駅 振興 施設区域	駐車場、トイレ、地域情 報発信センター等	・来訪者の往来を支援	・自衛隊、警察、消防等の広域応援 部隊やライフライン事業者の応 急・復旧活動等の「活動・滞在拠 点」としての機能
	飲食施設、特産物販売 所、加工施設等	・地域の基幹産業である農 業の活性化への寄与 ・来訪者への“食”や“地 域特産物”等の提供	・「緊急仮設住宅建設候補地」「車 中泊避難者の受入場所」としての 機能
	交流広場、体験施設等	・来訪者の多様な活動を支 援	・「災害情報・避難所情報」等の情 報発信機能
	管理・救護、研修、地域 福祉、休憩等の施設	・地域コミュニティの活性 化に向けた多様な活動 を支援	・飲食施設や特産物等を活用した「食 料提供拠点」としての機能
商業施設 区域	テナント等	・道の駅との相乗効果が期 待できる施設等	・災害発生時の多様な機関の「活動 拠点(支援基地等)」としての機 能
			・住民や広域的な避難者の生活を支 援する機能「広域物資輸送拠点」 等

シ
ム
レ
ス
な
移
行

●道の駅の活用に向けた配慮事項

【広域的な防災拠点としての活用】

- ・関係機関と連携を図りながら、「田園パーク」と「あすたむらんど徳島」、新たに整備する「道の駅」等、災害時に拠点となる施設の適切な役割分担を定める。
- ・災害時の活動拠点としての活用を見据え、災害発生後の時間経過に応じて必要となる各関係機関の区画・面積等の事前調整等に取り組む。

【防災拠点として必要な機能の整備】

- ・広域的な防災拠点として、救援・救助活動における搬送や緊急物資等の搬入・搬出等におけるヘリコプターの利用が想定される。そのため、複数のヘリコプター等の離発着が可能となるヘリポートの確保を検討する。
- ・救援・救助活動やライフライン事業者の応急復旧活動等の様々な活動を支える条件整備として、非常用発電機や自家発電設備等の確保、仮設のガソリンスタンドの設置体制の検討等に取り組む。

・本町の強みを活かした事前復興への備え

徳島県広域防災活動計画において災害時の活動拠点の候補地となっている「あすたむらんど徳島」や「板野町田園パーク」、新たに整備する「道の駅」等の施設を有する特性を活かし、速やかな復旧・復興への備えに努める。

●広域的な拠点施設としての機能強化

- ・板野町田園パーク（屋外）とあすたむらんど徳島（屋外）が徳島県広域防災活動計画において「救助救急活動拠点」の候補地、板野町田園パーク健康の館（屋内）が「地域内輸送拠点」の候補地となっており、大規模災害時の後方拠点としての機能強化に努める。
- ・関係機関と連携を図りながら、「田園パーク」と「あすたむらんど徳島」、「板野町役場」、「給食センター」等の既存施設をはじめ、新たに整備する「道の駅」も含め、災害時に拠点となる施設の適切な役割分担と連携体制の検討に努める。
- ・大規模な災害時には、施設の被害やアクセス道路等の被災が想定されることから、代替施設の確保等についても検討する。



あすたむらんど徳島



田園パーク健康の館

●大規模災害時の速やかな復旧・復興への備え

- ・経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定の締結に取り組むとともに、早期の応急・復旧活動の支援体制の強化、活動拠点の確保等の条件整備に努める。
- ・大規模な災害が発生した際に、速やかに応急仮設住宅等の建設につなげていくために、応急仮設住宅の建設候補地等の確保に取り組む。また、候補地における応急仮設住宅の配置の検討等、災害時に速やかな提供が可能な体制づくりに努める。
- ・災害後のまちづくりのビジョンを検討しておくことで、速やかな復旧・復興につながることを期待されることから、地域住民や自主防災組織と協力しながら、事前復興計画の検討に努める。
- ・大規模災害時においても、行政機能の維持が確保されるよう、職員一人ひとりの防災意識を高める。

- 復旧・復興に携わる民間事業者の支援

- ・徳島県内の情報インフラの復旧を担う企業が本町にあり、ライフライン事業者の速やかな応急・復旧活動の支援に向け、国や県、関係機関との連携のもと、道路網の強化や道路啓開に向けた体制強化に努める。

・地域の防災を担う人材育成

「自らの命は、自らが守る」という自助を基本に、住民、自主防災組織、町等の関係者が連携強化を図りながら、様々な防災・減災対策に取り組む。

●住民・自主防災組織・消防団等の強化

- ・自主防災組織の未結成地区の解消を図るとともに、板野町自主防災組織協議会を通じて各自主防災組織の活動支援に努める。また、自主防災組織ごとに、活動目標の検討や地区防災計画の策定に取り組む等、活動の活性化につなげる手段等の検討に努める。
- ・自主防災組織と連携を図りながら、町職員OBや消防署職員OB、消防団OB等の人材活用により、中核となる防災リーダーの育成に努める。
- ・多様化する災害への対応に向け、消防団の装備資機材の充実・強化を図るとともに、参加しやすい雰囲気づくり等により、若年層や町外からの通勤者等の入団促進、「機能別消防団員」(特定の活動のみに参加する団員)の制度導入等に努める。また、現職の消防団員の退職防止に向け、地震の揺れによって生じる被害の周知等による危機意識の向上を図るとともに、魅力ある消防団活動等の検討に努める。
- ・若い力の消防団活動への参加が強く期待されるなか、徳島工業短期大学が立地している特性を活かし、学生消防団員の採用等の検討に取り組む。
- ・「消防団協力事業所表示制度」の導入により、事業所の消防団活動への協力を促し、地域防災体制の充実に努める。



防災訓練



コミュニティ消防センター

●板野の防災を担う若者の育成

- ・大規模な災害が発生した際には、地域コミュニティの維持・活性化や各種のボランティア活動等において、中学生・高校生の役割は重要であるとの認識のもと、自らが考える力を養いながら、防災教育に取り組む。

●地域の企業・大学等との連携強化

- ・本町に、徳島工業短期大学が立地している特性を活かし、徳島工業短期大学と板野町の協定（平成 26 年 3 月）に基づき、大学と地域等の連携強化を図りながら、防災や地域の活性化につながる研究開発等の取組を図る。
- ・災害時における徳島工業短期大学の有する技術や資機材、人材の活用に向け、様々な連携方策の検討に努める。
- ・大学の学生が、地域の防災力を担う貴重な人材であるとの認識のもと、大学等と連携を図りながら、学生等の防災意識の高揚や地域との交流機会の充実等に努める。

●職員一人ひとりの防災対応能力の向上

- ・住民の生命を守るとともに、行政機能の維持を図り、速やかに応急・復旧対応等につなげていくためには、災害時の初動対応が重要となることから、職員初動マニュアルやBCPの策定・見直し等を通じて、職員一人ひとりの防災対応能力の向上を図る。
- ・他自治体との災害時相互応援協定等をはじめ、日ごろからの交流・連携を通じて、有事の際の対応強化に努める。また、他自治体からの応援職員の受入体制や指揮命令系統等の事前検討を行い、大規模災害時における適切な行政運営の維持・早期再開に備える。

6-1 計画の推進

(1) ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

(2) 全員参加による計画の推進

板野町の強靱化の実現には、板野町的全職員をはじめ、国や徳島県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る。

住民一人ひとりの参加を促すために、様々な機会を通じて、本計画の周知や防災意識の高揚等に取り組む。

また、国や徳島県の各種補助事業の活用や、民間資本の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

6-2 計画の進捗管理と見直し

国土強靱化地域計画に基づき板野町の強靱化に向けた取組を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制として、「(仮称)板野町国土強靱化地域計画推進委員会(以下、「委員会」と言う。)」の設立を検討する。委員会にて、進捗管理や評価等を行うとともに、各施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、計画の見直し等に取り組む。

進捗管理に当たっては、推進方針で設定した重要業績指標の目標値を用いた評価・検証を行うとともに、施策等の見直しをPDCAサイクルを繰り返して適切に行う。なお、重要業績指標については、施策の達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。

参考資料

参考資料 1 . 脆弱性の評価結果

【事前に備えるべき目標】 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

【公共施設等の耐震化】

- ・本町における特定建築物の棟数は 45 棟で、そのうち耐震性があると認識されている建築物は 29 棟（耐震化率 64.4%）となっている。また、特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす町有施設の耐震化率は 66.7%（9 棟のうち 6 棟が耐震化済み）にとどまっており、早急に耐震化を進めていく必要がある。
- ・本町の公営住宅は、14 団地、70 棟、582 戸となっているが、旧耐震基準が 10 団地、64 棟、513 戸となっており、板野町公営住宅長寿命化計画に基づき、耐震診断・耐震改修、公営住宅の廃止等を進めていく必要がある。
- ・老朽化が進んでいる公共施設については、適切な維持・改修等若しくは施設の集約・廃止等の検討を進める必要がある。
- ・小・中学校の更なる安全性の向上や幼稚園における耐震診断等に取り組む必要がある。
- ・社会福祉施設は、老朽化が進んでいる施設があり、その対策が求められている。また、地震災害や火災発生時に自ら避難することが困難な方が利用する施設であり、施設の耐震化や防火対策等とあわせて、避難体制の構築に取り組むことが必要である。

特定建築物：不特定多数の方が利用する特定の用途に使用される建築物のうち、板野町耐震改修促進計画にて一定の規模を有するものが位置付けられている。

旧耐震基準：昭和 56 年以前の耐震基準のことで、地震により倒壊等の建物被害が生じる可能性が高い建築物である。

【住宅・建築物の耐震化】

- ・住宅・建築物等の耐震化率は 68.0%（平成 25 年 1 月 1 日現在）であり、耐震化の必要性に関する理解促進に努めるとともに、住宅の耐震診断・耐震改修の支援事業等の周知を図り、更なる耐震化を進める必要がある。

表 要因別人的被害予測（冬深夜）

人的被害	揺れ	急傾斜地	津波	火災	ブロック塀 自動販売機倒壊 屋外落下物	合計
死者	50		0		0	50
負傷者	330		0		0	330
うち重傷者	70		0		0	70

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
【建築物の倒壊等防止対策】 ・大規模な揺れが生じた際には、老朽化した空き家等が倒壊し、避難路等を防ぐ事態が発生する可能性があり、住宅の耐震化や空き家対策を進めていくことが必要である。 ・本町のほぼ中心を中央構造線活断層が東西に走っており、直下型地震の発生により多数の建築物等の倒壊、人的被害の発生が懸念されることから、住宅の耐震化や空き家対策を進めていくことが必要である。 ・徳島県が公表した「大規模盛土造成地マップ」では、本町に3つの大規模盛土造成地があげられており、住民への周知等に努める必要がある。
【建築物等における防火用設備等】 ・社会福祉施設や病院等は、火災等が発生した際に、自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、スプリンクラーの設置や防災用施設等の整備を進める必要がある。 ・震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー等の設置を促すことが必要である。
【自助・共助の取組】 ・本町の自主防災組織は81組織、活動カバー率は90.8%となっており、未結成地区の解消等を図る必要がある。 ・住民一人ひとりの防災意識向上を一層図るため、ハード・ソフト両面での取り組み促進が必要である。 ・防災訓練の参加者が少なく、参加者の固定化がみられる地域もある。地域単位での防災訓練の実施等により、自助・共助を高めていく必要がある。
【救助・救急、消火活動体制】 ・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化に取り組む必要がある。 ・消防団員の確保に努めているところであるが、更なる人材育成、装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。 ・大規模災害発生時の救急・救助活動では、絶対的な不足が懸念されるため、国、県、警察や消防、自衛隊、海上保安庁等との連携強化を図る必要がある。
【交通施設等】 ・不特定多数の住民が利用する交通施設等における耐震化等を促す必要がある。

1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水
【河川整備】 ・本町では、頻繁に水害が発生しており、近年、全国的にも局地的な集中豪雨による河川洪水等の被害が増加しつつある中で、河川整備等を計画的に進めていく必要がある。 ・大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、排水施設、洪水調節施設の機能強化等、河川整備を促進する必要がある。
【事前の防災力】

1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水
・国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所が公表した、吉野川と旧吉野川・今切川の想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域について、住民への周知等を図る必要がある。 ・平成 27 年度に、市町ごとのタイムライン（事前行動計画）が策定され、平成 28 年度より運用を行っており、必要に応じて適宜の改良が必要となる。 ・堤防の決壊を防ぐためには、治水施設の整備はもとより、水防活動が必要不可欠になるが、近年、経験豊かな水防団員の技術の伝承が必ずしも十分にできているとは言えない状況にある。
【避難対策】 ・切迫した状況下において、円滑な避難行動を促すため、指定緊急避難場所と指定避難所の確保に努めるとともに、指定緊急避難場所と指定避難所を明確にし、住民への周知を図ることが必要である。 ・洪水リスクに関する住民の意識低下が生じていることが想定され、洪水リスクに対する意識水準の確認や浸水想定区域図等のリスクの認識状況等を確認する必要がある。
【台風等の気象情報の理解】 ・気象情報や台風等の危険性に関する情報の精度は高まっていることから、各機関から発信される気象情報や防災情報等の住民の理解を高めていく必要がある。 ・気象情報や防災情報については、住民に十分理解されていない面もあることから、正しい知識を身に付けることが必要である。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
【土砂災害対策】 ・国・県と連携を図りながら、砂防・治山・地すべり・急傾斜地崩壊対策等のハード対策を推進し、地震や豪雨時等における土砂災害の発生や被害の抑制を図ることが必要である。 ・林業の低迷等により、森林の荒廃が進み、森林の持つ国土保全機能（土砂災害防止や洪水緩和等）が損なわれつつあることから、森林の持つ公益的機能を維持し、無秩序な伐採を未然に防ぐとともに、円滑な治山事業を可能にするため、保安林化を進める必要がある。
【土砂災害等に対する防災意識】 ・本町には、土砂災害警戒区域として、土石流が 9 箇所（うち 1 箇所が特別警戒区域）急傾斜が 33 箇所（うち 33 箇所が特別警戒区域）地すべりが 6 箇所指定されており（平成 28 年 3 月 31 日現在）その対策を図る必要がある。 ・土砂災害に対する危機意識は高いものとは言えず、土砂災害・山津波の危険性を認識して対応を進めていく必要がある。
【警戒避難体制】 ・土砂災害の発生が懸念される際に、速やかな避難情報の伝達を行うために、警戒避難体制の整備に努める必要がある。
【避難所の確保】 ・本町の地形制約上、指定避難所が山裾に立地し、避難する経路まで考慮すると、土砂災害の危険性を有する箇所もあることから、土砂災害警戒区域の指定状況を踏まえつつ、土砂災害に対して安全な避難所

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
の確保を進める必要がある。 【ため池対策】 ・本町は、34箇所のため池を有しており、ハード・ソフト対策を一体的に進める必要がある。 ・老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、順次整備を行う必要がある。 ・ため池整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については「ため池ハザードマップ」を作成し、住民への災害リスクの周知や災害対応力の向上に努める必要がある。 【救助・救急、消火活動体制】 ・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化に取り組む必要がある。 ・消防団員の確保や更なる人材育成、装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。 ・大規模災害発生時の救急・救助活動では、絶対的な不足が懸念されるため、国、県、警察や消防、自衛隊、海上保安庁等との連携強化を図る必要がある

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
【情報伝達体制】 ・災害の発生や避難情報等を、いち早く、確実に住民に伝えるため、更新時期を迎えている防災行政無線のデジタル化への更新や戸別受信機の配布等に取り組むとともに、更なる情報伝達手段の確保・多重化に向けた検討に取り組む必要がある。 ・住民が容易に必要な情報を入手できる環境整備とあわせて、住民相互の避難の呼びかけなどの体制構築を図る必要がある。 【情報収集・共有体制】 ・「すだちくんメール」をはじめとした各種安否確認サービスの普及を図るとともに、新たな情報収集・共有システムの検討に取り組む必要がある。 ・避難勧告等の情報発信者が限定されており、情報発信者の不在時においても確実な情報発信が可能となる体制整備が必要である。 【災害時要援護者対策】 ・高齢化が進む中、災害時要援護者への確実な情報伝達体制の整備に努める必要がある。 ・避難行動要支援者名簿の作成に努めているが、避難支援者への情報提供に対する本人同意が確認できていないため、早急に確認する必要がある。 ・民生・児童委員協議会の災害支援部会にて、避難勧告等の発令時における70歳以上の高齢者の避難確認等を実施しているが、高齢者が高齢者を助ける状況にある。 ・町内には、居宅介護支援事業者が9事業者、デイサービス事業者が8事業所あり、災害時要援護者の支援体制における連携を検討していく必要がある。

1-6 多数の災害関連死の発生

【災害医療体制】

- ・災害時における災害関連死の抑制を図るため、必要な医療を提供できる体制の強化に努める必要がある。
- ・板野町と一般社団法人板野郡医師会との間で「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」を結んでいるが、災害時の医療救護活動の具体的な構想計画の作成を行う必要がある。
- ・大規模災害時の医療は、町内の医療機関での対応は限界があると想定されることから、DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との連携体制等を事前に検討する必要がある。
- ・長期の避難生活では、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防策に努める必要がある。

【避難環境】

- ・「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第2次）」（平成25年11月）による避難所生活者数の想定は2,300人（1週間後）となっており、長期避難生活を見据えた避難所の確保に努める必要がある。
- ・大規模な災害が発生した際には、避難所への職員の配置が困難になることが想定され、自主防災組織等による避難所の開設や自主的な避難所運営体制の確立が必要である。
- ・避難所以外での避難生活として、車中泊避難が多発する可能性もあり、その対応策を検討しておくことが必要である。

【要援護者支援】

- ・福祉避難所は4施設（板野町町民センター、穂波園指定通所介護事業所、板野町町民ふれあいプラザ、藍里病院）が指定されているが、福祉避難所の不足が懸念されるとともに、装備資機材等の充実や各種訓練等による災害対応能力の向上を図ることが必要である。
- ・福祉避難所における運営体制が明確になっていないことから、運営体制の検討を進める必要がある。
- ・福祉施設の入所者等が死亡若しくは重傷を負った際に、家族等と連絡が取れなくなる事態が生じる可能性がある。

【事前に備えるべき目標】 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
【食料や水等の備蓄の推進】 ・大規模災害時における、一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、公的備蓄と住民自らによる備蓄の適切な役割分担を図りながら、食料・飲料水等の備蓄に取り組むことが必要である。 ・町内産品を活かした防災備蓄食品等の開発を促すことが必要である。
【物資調達・供給体制】 ・民間事業者等との災害協定の締結等により、災害時における食料・飲料水等を確保する手段等を検討しておくことが必要である。 ・町内の民間事業者等において生産されている食品等について、災害時の調達が可能となるような体制を検討しておく必要がある。 ・地域内輸送拠点である「板野町田園パーク健康の館（屋内）」や新たに整備する道の駅において、物資調達・供給の拠点機能としての充実や、施設内レイアウトや運用体制の検討に取り組む必要がある。 ・発災時の迅速な食料・水、生活必需品等の確保・搬送に向け、民間事業者や徳島県、町が連携しながら、様々な事態を想定した訓練に取り組む必要がある。
【災害時要援護者等に対する物資供給体制】 ・介護の必要な高齢者や障がい者等が、避難所で生活する上での環境整備や必要な物資の確保等が必要である。
【救援物資等の受援体制】 ・大規模な災害時には、全国各地から多くの救援物資等が搬送されてくることが想定され、受援体制の検討を進める必要がある。 ・板野町田園パーク（屋外）とあすたむらんど徳島（屋外）が、徳島県広域防災活動計画において「救助救急活動拠点」の候補地となっており、大規模災害時の後方拠点としての機能発揮に向けた条件整備等に努める必要がある。また、板野町田園パーク（屋外）は応急仮設住宅の建設候補地にもなっている為、調整が必要である。 ・津波による被害が無い安全な場所にあり、板野ＩＣ・藍住ＩＣに隣接している良好な交通環境を活かしていく必要がある。
【救援物資等の輸送路】 ・南海トラフ地震発生後の速やかな道路啓開に向け、四国広域道路啓開計画「四国おうぎ（扇）作戦」（四国道路啓開等協議会）が策定されており、国や徳島県の計画を踏まえた道路網等の強化が必要である。 ・緊急輸送道路等の耐震化等に取り組む必要がある。
【ヘリコプターによる支援体制】 ・町内には、災害対策用ヘリコプター降着場の適地として、１箇所（板野町田園パーク町民スポーツガーデン）を選定しているが、災害により道路が寸断された際の救助・救急や物資の輸送等の体制強化に向け、ヘリポートの確保に努める必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
【自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊】 ・防災拠点となっているあすたむらんど徳島へのアクセスが困難になることが想定され、新たに整備する道の駅等の活用を検討する必要がある。 ・自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、防災拠点等の機能強化に努める必要がある。
【防災拠点等のエネルギー確保】 ・自衛隊、警察、消防等の救助・救急、医療等、様々な活動を支援するため、防災拠点等におけるエネルギー確保に努める必要がある。
【消防団や自主防災組織】 ・大規模災害時には、42名の消防職員での対応は限界がある。全国から消防広域応援体制として応援が来るが、それまでの間は自助・共助の取組が必要となる。 ・消防団は、人員も限られ（定数120名に対して113名、高齢化が進んでいる）大規模災害時に多くの活動を行うことは困難な状況になることが想定される。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
【帰宅困難者の受入体制】 ・町内での帰宅困難者としては、徳島県立板野高等学校や徳島県立板野支援学校の町外からの通学者、いくつかの事業所の従業員が想定され、それぞれの施設管理者等と連携を図りながら対策を検討する必要がある。
【緊急輸送道路等】 ・本町での帰宅困難者の多くは、車通勤であると想定されることから、災害に強い道路網の形成や速やかな道路啓開等に向けた検討に取組む必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
【災害医療体制】 ・板野町と一般社団法人板野郡医師会との間で「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」を結んでいるが、災害時の医療救護活動の具体的な構想計画の作成を行う必要がある。 ・大規模災害時の医療は、町内の医療機関での対応は限界があると想定されることから、DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との連携体制等を事前に検討する必要がある。 ・長期の避難生活では、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防策に努める必要がある。
【交通網の寸断への備え】

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
・交通網が寸断した際に、救急搬送等に対応するため、災害に強い道路網の形成や速やかな道路啓開等に向けた検討、ヘリポートの確保等に取り組む必要がある。
【感染症の発生・まん延】 ・避難所等における感染症の発生・まん延を防止するため、避難所等の状況を踏まえながら、手指衛生、汚物処理、食品管理、換気、体調管理等の助言・指導を行う体制を構築しておく必要がある。 ・災害時に発生する災害廃棄物や避難所ゴミ、し尿の管理が適正でない場合、疫病や感染症がまん延することから、その対策を講ずる必要がある。
【下水道対策】 ・下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進める必要がある。

【事前に備えるべき目標】 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
3-2 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
【行政機能】 ・災害発生時においても、行政機能が維持されるように、庁舎の耐震化や機能強化に取り組む必要がある。 ・庁舎等が被災しても、被災者支援をはじめ、速やかに各種の業務が継続・再開できるような体制整備を進めておく必要がある。
【情報システム】 ・各種の住民データ等の行政情報の遺失を防止するとともに、システム被害を受けた際にシステム運用を迅速に再開できるような体制を構築しておく必要がある。
【警察機能】 ・大規模な災害が発生した際には、治安の悪化が懸念されることから、板野警察署との連携を図りながら、治安の維持に努める必要がある。

【事前に備えるべき目標】 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態
【関係機関間の情報通信】 ・通信事業者等の回線が停止した場合においても、被災状況の確認や応急・復旧活動等に支障を及ぼさないような情報伝達手段を確保する必要がある。
【情報通信事業者や放送事業者等との連携】 ・災害対策本部と情報通信事業者の連携を高め、災害の発生時においても、重要な情報が必要な者に届くような体制づくりが必要である。 ・災害の情報を、いち早く、かつ正確に、住民に情報提供を行うことが必要である。
【非常用電力】 ・災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源等の確保を行う必要がある。

【事前に備えるべき目標】 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-4 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態
【企業のBCP】 ・企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から重要であり、企業のBCP策定を促していく必要がある。 ・産業施設の損壊、火災、爆発等の防止を図るため、各事業所への耐災害性の向上に向けた啓発等に努める必要がある。
【金融サービス】 ・金融機関等との連携強化を図り、災害発生時において、金銭等の持ち出しがかなわなかった住民に対し、当面の生活に必要な資金を提供できるような仕組みを構築する必要がある。
【町内企業等の危険物】 ・災害時において、有害物質等が拡散し、被害の拡大等につながることを防止するため、町内企業等における危険物の保有・管理状況の実態把握等に努める必要がある。
【被災企業の支援】 ・企業が被災した際に、経営の維持安定を支援するために、被災企業に対する融資制度である「災害対策資金等」の周知等に努めていく必要がある。
5-5 食料等の安定供給の停滞
【農業】 ・農業の振興施策との連携を図りながら、基幹的な農業水利施設の耐震診断の実施を促し、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を図る必要がある。 ・農地の浸水被害の防止及び被災農地の速やかな復旧・営農再開に向けた体制整備等に取り組む必要がある。

- 【事前に備えるべき目標】 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L Pガスサプライチェーンの機能の停止
6-2 上水道、農業用水等の長期間にわたる供給停止
6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
【電力や石油・L Pガス】 - 電力は、生活になくてはならないものであり、電力事業者等との連携のもと、施設の維持管理や早期復旧に向けた訓練等の実施に取り組んでいる。今後も、訓練等の継続を図るとともに、関係機関との連携強化に努める必要がある。 - 公共施設や医療・福祉施設、主要な避難所等において、太陽光パネル等の設置を図り、電力が途絶した際にも、活用可能な自然エネルギーの設置を促すことが重要である。
【ライフラインの早期復旧に向けた体制整備】 - 電力・通信等の早期確保・復旧に向け、ライフライン事業者との協定を締結しており、事業者の活動拠点等の確保に努める必要がある。 - 徳島県内の情報インフラの復旧を担う企業が本町にあり、町内の情報インフラ基盤や道路網の強化等に努める必要がある。 - 各ライフライン事業者では、独自の防災訓練（支援する側・受け入れる側の両面から）等の実施や徳島県の防災訓練の参加等に努めており、事業者等との連携を高めていく必要がある。
【水道施設】 - 水の供給は、住民の生活に不可欠なものであり、災害発生時においても、被害を抑制し、一定の給水を確保することが必要である。 - 本町の水道施設は、管路 138 k mのうち耐震化済みは 8.8 k mにとどまり、計画的な耐震化に取り組む必要がある。
【農業水利施設】 農業の振興施策との連携を図りながら、基幹的な農業水利施設の耐震診断の実施を促し、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を図る必要がある。
【污水处理施設】 下水道は、住民に対して使用制限を課すことが困難であることから、下水管渠や污水处理施設における耐震化等を進める必要がある。

6-4 交通ネットワークが分断する事態
【救援物資等の輸送路】 - 南海トラフ地震発生後の速やかな道路啓開に向け、四国広域道路啓開計画「四国おうぎ（扇）作戦」（四国道路啓開等協議会）が策定されており、国や徳島県の計画を踏まえた道路網等の強化が必要である。 - 緊急輸送道路等の耐震化等に取り組む必要がある。

6-4 交通ネットワークが分断する事態

【緊急の交通】

- ・災害の発生後、必要な交通の円滑な移動を促すため、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。

【事前に備えるべき目標】 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
【住宅・建築物の耐震化】 ・住宅・建築物等の耐震化率は68.0%（平成25年1月1日現在）であり、耐震化の必要性に関する理解促進に努めるとともに、住宅の耐震診断・耐震改修の支援事業等の周知を図り、更なる耐震化を進める必要がある。 【建築物の倒壊等防止対策】 ・大規模な揺れが生じた際には、老朽化した空き家等が倒壊し、避難路等を防ぐ事態が発生する可能性があり、住宅の耐震化や空き家対策を進めていくことが必要である。 ・本町のほぼ中心を中央構造線活断層が東西に走っており、直下型地震の発生により多数の建築物等の倒壊、人的被害の発生が懸念されることから、住宅の耐震化や空き家対策を進めていくことが必要である。 ・徳島県が公表した「大規模盛土造成地マップ」では、本町に3つの大規模盛土造成地があげられており、住民への周知等に努める必要がある。 【応急危険度判定】 ・大規模な地震の発生後には、その後の余震等による被災建築物の倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定し、人命にかかわる二次的災害を防止するため、早急に応急危険度判定を行う必要がある。 ・応急危険度判定の円滑な実施に向け、応急危険度判定士の育成・確保等に努める必要がある。 【建築物等における防火用設備等】 ・社会福祉施設や病院等は、火災等が発生した際に、自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、スプリンクラーの設置や防災用施設等の整備を進める必要がある。 ・震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー等の設置を促すことが必要である。
7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
【土砂災害対策】 ・国・県と連携を図りながら、砂防・治山・地すべり・急傾斜地崩壊対策等のハード対策を推進し、地震や豪雨時等における土砂災害の発生や被害の抑制を図ることが必要である。 ・林業の低迷等により、森林の荒廃が進み、森林の持つ国土保全機能（土砂災害防止や洪水緩和等）が損なわれつつあることから、森林の持つ公益的機能を維持し、無秩序な伐採を未然に防ぐとともに、円滑な治山事業を可能にするため、保安林化を進める必要がある。 【土砂災害等に対する防災意識】 ・本町には、土砂災害警戒区域として、土石流が9箇所（うち1箇所が特別警戒区域）急傾斜が33箇所（うち33箇所が特別警戒区域）地すべりが6箇所指定されており（平成28年3月31日現在）その対

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

策を図る必要がある。

- ・土砂災害に対する危機意識は高いものとは言えず、土砂災害・山津波の危険性を認識して対応を進めていく必要がある。

【ため池対策】

- ・本町は、34箇所のため池を有しており、ハード・ソフト対策を一体的に進める必要がある。
- ・老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、順次整備を行う必要がある。
- ・ため池整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については「ため池ハザードマップ」を作成し、住民への災害リスクの周知や災害対応力の向上に努める必要がある。

【農地保全】

- ・農地等の荒廃による被害の拡大を防止するため、農地や水路等の適正管理に努め、農村地域の持つ多面的機能の維持・発揮に努める必要がある。

【事前に備えるべき目標】 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
【災害廃棄物処理】 ・大量に発生する災害廃棄物の速やかな処理に向け、町、徳島県、事業者団体等が連携を図りながら、災害廃棄物の適正処理を図る必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【建設業者】 ・建設業者や建築業者等が被災するおそれもあることから、企業のBCP策定等を促していく必要がある。 ・建設・建築業界においても、高齢化や若年層の離職等が生じていることから、担い手確保や技術の伝承、就労環境の改善を促していく必要がある。
【復興を担う業者・人材】 ・地元の建設業者等と災害時支援協定等の締結を行うとともに、災害時に活用可能な重機や資機材、人材等の把握を行う必要がある。 ・大規模災害時には、建設関係技術者や建築技術者等の人手不足が想定されることから、多様な手段で人材等の確保に努める必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【警察機能】 ・大規模な災害が発生した際には、治安の悪化が懸念されることから、板野警察署との連携を図りながら、治安の維持に努める必要がある。
【応急仮設住宅等】 ・地域コミュニティの維持や人口流出防止においては、応急仮設住宅等の住まいの確保が重要であり、応急仮設住宅の建設候補地等を想定しておく必要がある。
【被災者の生活再建】 ・被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を構築する必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【交通網の寸断への備え】 ・交通網が寸断した際に、救急搬送等に対応するため、災害に強い道路網の形成や速やかな道路啓開等に向けた検討、ヘリポートの確保等に取り組む必要がある。
【河川整備】 ・本町では、頻繁に水害が発生しており、近年、全国的にも局地的な集中豪雨による河川洪水等の被害が増加しつつある中で、河川整備等を計画的に進めていく必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
・大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、排水施設、洪水調節施設の機能強化等、河川整備を促進する必要がある。
【地籍調査】
・災害後の円滑な復旧・復興のためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。

【事前に備えるべき目標】 9 防災・減災と地方創生を一体とした活力ある地域づくり

9-1 人口減少・少子高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態
【道の駅】 ・地域の活性化に向け、道の駅の整備に取り組む必要がある。
【地域防災力の向上】 ・人口減少・少子高齢化が進む中で、自助・公助の強化に努める必要がある。

9-2 大規模な災害の発生を機に、人口の流出等が生じる事態
【事前復興計画】 ・災害後のまちづくりのビジョンを検討しておくことで、被害が軽減され速やかな復旧・復興につながる ことが期待されることから、地域住民等と協力しながら、事前復興計画の検討を行う必要がある。

【横断的施策分野】 リスクコミュニケーション分野

リスクコミュニケーション分野
【職員の防災意識】 ・災害の未然防止、災害発生後の速やかな対応に向け、職員一人ひとりが防災の意識を高めていく必要がある。
【住民の防災意識】 ・幼少期からの防災教育をはじめ、地域の防災リーダーをはじめとする人材育成に取り組む必要がある。
【関係者間の協働・連携】 ・住民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、徳島県、町、その他の関係者が、協働の体制により、防災・減災対策に取り組むことが必要である。

【横断的施策分野】 長寿命化対策分野

長寿命化対策分野
【公共施設】 ・人口の推移・人口構造の変化、財政的負担を踏まえて、将来ニーズを見通し、住民の利便性を考慮し、公共施設の在り方を抜本的に見直す必要がある。 ・町が管理する公共施設について、老朽施設の戦略的な長寿命化を図ることが必要である。

【横断的施策分野】 研究開発分野

研究開発分野
【大学等との連携強化】 ・これまでの大学等とのつながりを活かし、防災をはじめ、地域の活性化につながるような研究開発等を継続・発展していくことが必要である。
【道の駅の活用】 ・新たに整備する道の駅を活かしながら、地域の活性化や防災・減災対策につながる取組み等を研究していく必要がある。

【横断的施策分野】 過疎対策分野

過疎対策分野
【人口定着対策】 ・地域防災力の維持・向上のためにも、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけることが重要であり、地方創生に向けた様々な施策を推進していく必要がある。

参考資料 2 . 指標一覧

リスクシナリオ	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

指標	現況	目標	関連施策番号
町有特定建築物（庁舎、学校、保育園、体育館、公会堂、町営住宅）の耐震化率	40.0%(H26.4)	100%(H32)	
町民センターの耐震化	-	耐震診断の実施(H32)	
老人憩の家の耐震化	-	耐震診断の実施(H28～H33)	
住宅の耐震化率	68.0%(H25.1)	100%(H32)	7-1
耐震診断数	18 件/年 (H16～H27 平均)	20 件/年 (H33)	7-1
耐震改修数	1 件/年 (H17～H27 平均)	3 件/年(H33)	7-1
町営住宅の防火設備（消火器等）設置率	96%(H28)	100%(H33)	7-1
住宅用火災警報器の設置率	53.5%(H27.6)	100%(H33)	7-1
自主防災組織活動力パー率	90.8%(H28)	100%(H33)	9-1
防災士登録者数（町内、職員）	21 人、1 人(H28)	40 人、10 人(H33)	-
消防団員の確保	113 人(H28)	120 人(H33)	1-4、2-3
消防団協力事業所	0 事業所(H28)	2 事業者(H33)	2-3
徳島県消防団応援の店	0 店(H28)	10 店(H33)	2-3

リスクシナリオ	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
---------	--

指標	現況	目標	関連施策番号
ため池耐震工事	0 箇所(H28)	7 箇所(H33)	7-3
消防団員の確保	113 人(H28)	120 人(H33)	1-1、2-3

リスクシナリオ	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
---------	-----------------------------------

指標	現況	目標	関連施策番号
防災行政無線のデジタル化	-	デジタル化の完成(H33)	4-1

町HPでのSNS活用	なし(H28)	導入(H30)	
避難行動要支援者個別支援プランの作成	39.7%(H28)	100%(H33)	
民間事業者等との検討会の設置	-	検討会の設置(H33)	

リスクシナリオ	1-6 多数の災害関連死の発生
---------	-----------------

指標	現況	目標	関連施策番号
災害用医薬品の備蓄	-	事前の契約締結(H30)	2-1、2-6
仮設トイレの整備数	95 個(H28)	170 個(H33)	2-6
避難所運営リーダーの育成	0 名(H28)	10 箇所×2 名(H33)	
福祉避難所数	4 施設(H28)	6 施設(H33)	
福祉避難所の運営マニュアル作成	なし(H28)	策定(H33)	

リスクシナリオ	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
---------	--

指標	現況	目標	関連施策番号
食料備蓄量（一般分、要配慮者） 避難所生活者(想定)2,300 人 (県備蓄方針)2 食 / 日で町は1 日分 を備蓄 → 2 日分を目標とする 在宅避難者や車中泊、帰宅困難者 を考慮	(6,060、50)食 (H28)	(7,020、2,040)食 (H33)	2-5
水備蓄量 500ml ペットボトル	8,300 本(H28)	13,800 本(H33)	2-5
備蓄計画の作成・更新		作成(H30)	2-5
物資調達に関する協定締結数	2 件(H28)	5 件(H33)	
道の駅の整備	-	完成(H31)	9-1
管路の耐震化	6.4%(H28)	13.3%(H33)	6-1
水源地・配水池への非常用自家発電 設備の設置	0 箇所 (H28)	4 箇所(全ての箇所) (H33)	6-1
災害用医薬品の備蓄		事前の契約締結 (H30)	1-6、2-6
高松自動車道	-	四車線化完了(H30)	2-5、2-6、6-4、 8-4
徳島自動車道	-	部分四車線化着手 (H29)	2-5、2-6、6-4、 8-4
道の駅におけるヘリポートの整備	-	完成(H31)	2-6

リスクシナリオ	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

指標	現況	目標	関連施策番号
道の駅における水素ステーションの整備	-	完成(H31)	
ガソリン缶詰(1L)	0個(H28)	50個(H33)	4-1
発電機(LPガス使用)	0個(H28)	10個(H33)	4-1
消防団員の確保	113人(H28)	120人(H33)	1-1、1-4
消防団協力事業所	0事業所(H28)	2事業者(H33)	1-1
徳島県消防団応援の店	0店(H28)	10店(H33)	1-1

リスクシナリオ	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
---------	------------------------------------

指標	現況	目標	関連施策番号
食料備蓄量(一班分、要配慮者) 避難所生活者(想定)2,300人 (県備蓄方針)2食/日で町は1日分を備蓄 → 2日分を目標とする 在宅避難者や車中泊、帰宅困難者を考慮	(6,060、50) (H28)	(7,020、2,040) (H33)	2-1
水備蓄量 500mlペットボトル	8,300本(H28)	13,800本(H33)	2-1
備蓄計画の作成・更新		作成(H30)	2-1
高松自動車道	-	四車線化完了 (H30)	2-1、2-6、6-4、 8-4
徳島自動車道	-	部分四車線化着手 (H29)	2-1、2-6、6-4、 8-4

リスクシナリオ	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

指標	現況	目標	関連施策番号
災害用医薬品の備蓄		事前の契約締結 (H30)	1-6、2-1
高松自動車道	-	四車線化完了 (H30)	2-1、2-5、6-4、 8-4
徳島自動車道	-	部分四車線化着手 (H29)	2-1、2-5、6-4、 8-4
道の駅におけるヘリポートの整備	-	完成(H31)	2-1

板野町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインの作成		作成(H33)	8-1
仮設トイレの整備数	95 個(H28)	170 個(H33)	1-6
下水道供用区域	103ha(H27.4)	127ha(H31)	6-1

リスクシナリオ	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
---------	--

指標	現況	目標	関連施策番号
町職員の防災士取得者	1 人(H28)	10 人(H33)	
システム運用再開のマニュアル化及び訓練	-	実施(H33)	

リスクシナリオ	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態
---------	---

指標	現況	目標	関連施策番号
防災行政無線のデジタル化	-	デジタル化の完成(H33)	1-5
特設公衆電話の配備	0 箇所(H28)	10 箇所(H33)	
避難所における非常用発電機の確保数	10 個(H28)	20 個(H33)	
ガソリン缶詰(1L)	0 個(H28)	50 個(H33)	2-3
発電機(LPガス使用)	0 個(H28)	10 個(H33)	2-3

リスクシナリオ	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上水道、農業用水等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
---------	---

指標	現況	目標	関連施策番号
管路の耐震化	6.4%(H28)	13.3%(H33)	2-1
水源地・配水池への非常用自家発電設備の設置	0 箇所(H28)	4 箇所(全ての箇所)(H33)	2-1
下水道供用区域	103ha(H27.4)	127ha(H31)	2-6
合併処理浄化槽の設置		175 基(H32)	

リスクシナリオ	6-4 交通ネットワークが分断する事態
---------	---------------------

指標	現況	目標	関連施策番号
高松自動車道	-	四車線化完了 (H30)	2-1、2-5、2-6、 8-4
徳島自動車道	-	部分四車線化着手 (H29)	2-1、2-5、2-6、 8-4

リスクシナリオ	7-1 市街地での大規模火災の発生 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
---------	--

指標	現況	目標	関連施策番号
住宅の耐震化率	68.0%(H25.1)	100%(H32)	1-1
耐震診断数	18 件/年 (H16～H27 平均)	20 件/年 (H33)	1-1
耐震改修数	1 件/年 (H17～H27 平均)	3 件/年 (H33)	1-1
被災宅地危険度判定士	5 人(H28)	10 人(H33)	-
地震被災建築物応急危険度判定士	3 人(H28)	10 人(H33)	-
町営住宅の防火設備（消火器等）設置率	96%(H28)	100%(H33)	1-1
住宅用火災警報器の設置率	53.5%(H27.6)	100%(H33)	1-1

リスクシナリオ	7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
---------	--

指標	現況	目標	関連施策番号
ため池耐震工事	0 箇所(H28)	7 箇所(H33)	7-3
活動認定面積	164ha(H28)	240ha(H33)	

リスクシナリオ	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
---------	--

指標	現況	目標	関連施策番号
板野町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインの作成	-	作成(H33)	2-6

リスクシナリオ	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

指標	現況	目標	関連施策番号
高松自動車道	-	四車線化完了 (H30)	2-1、2-5、2-6、 6-4
徳島自動車道	-	部分四車線化着手 (H29)	2-1、2-5、2-6、 6-4
地籍図の電子化	-	完成(H29)	

リスクシナリオ	9-1 人口減少・少子高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態
---------	---------------------------------------

指標	現況	目標	関連施策番号
道の駅の整備	-	完成(H31)	2-1
自主防災組織活動カバー率	90.8%(H28)	100%(H33)	1-1

リスクシナリオ	リスクコミュニケーション分野
---------	----------------

指標	現況	目標	関連施策番号
防災士登録者数（町内、職員）	21 人、1 人(H28)	40 人、10 人(H33)	1-1
被災宅地危険度判定士	5 人(H28)	10 人(H33)	7-1
地震被災建築物応急危険度判定士	3 人(H28)	10 人(H33)	7-1

< あ行 >

F C P（エフシーピー；Family Continuity Plan）

家庭継続計画。企業の BCP に対して、家庭の継続計画を指す。徳島県が県民運動推進事業「自分の命は自分で守る」を推進するため、各家庭で避難場所や避難路を決め、食料品や防災用品を備えておくための家族継続計画を提唱している。

応急危険度判定

大地震等により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・付属設備等の落下などの危険性を判定すること。人命にかかわる二次的災害の防止を目的として、建築の専門家により緊急的に行われ、赤紙（危険）、黄色紙（要注意）、緑紙（調査済）が張られる。

< さ行 >

サテライトオフィス

企業等が本拠から離れた所に通信設備を整えて設置したオフィス。

サプライチェーン

原材料・部品の段階から各工程を経て、製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

シームレス民泊

自宅の空き部屋等を活用し、通常は宿泊場所として運営（民泊）し、災害時には避難所として活用するしくみ。

< た行 >

タイムライン

台風等による大規模災害に対して、発災までの間に、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で明確にしておく防災行動計画。タイムラインを策定することで、適切なタイミングでの避難勧告等の発令やそのために事前にとるべき行動などが、関係者間で共有され、被害の低減が期待される。

D P A T（ディーパット；Disaster Psychiatric Assistance Team）

災害派遣精神医療チーム。大規模な自然災害や深刻な事件・事故等が発生した際に、都道府県等に

よって組織され、派遣される専門的な研修・訓練を受けた精神医療チーム。

D M A T（ディーマット；Disaster Medical Assistance Team）

災害派遣医療チーム。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームと定義されており、専門的な研修・訓練を受けた医師、看護師、それ以外の医療職及び事務職員で構成される。

道路啓開

緊急車両等の道路の通行を1車線でも確保するため、瓦礫の処理や段差の解消等、道路閉塞の原因を排除すること。

<は行>

B C P（ビーシーピー；Business Continuity Plan）

事業継続計画。行政の場合は、業務継続計画。大規模災害や大規模事故などのリスクにより、事業や業務の継続が困難になる事態が発生した場合にも、事業や業務を継続あるいは速やかに遂行するために策定する計画。

P D C Aサイクル（ピーディーシーエーサイクル）

行政政策や事業活動などにおいて、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返し、改善点は次のサイクルの計画に反映することで、業務を継続的に改善していく管理手法の一つ。

避難行動要支援者

高齢者、障が者、乳幼児等の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

<や行>

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の防災施策において特に配慮を必要とする者。

<ら行>

リーディングプロジェクト

自治体などにおいて、事業全体を進める上で核となり、先導的な役割を果たすプロジェクト。

リスクコミュニケーション

あるリスクについて、関係する当事者全員が情報を共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ること。

<わ行>

Wi-Fi (ワイファイ ; Wireless Fidelity)

無線 LAN (Local Area Network) の規格の一つであり、無線 LAN の国際標準規格である「IEEE 802.11」を使用したデバイス間の相互接続が認められたことを示すブランド名。言い換えると、パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、有線（電気通信の内、ケーブル等を使う方式）ではなく、無線（ワイヤレス）で LAN に接続する技術。

参考資料 4 . 板野町国土強靱化地域計画策定検討委員会

板野町国土強靱化地域計画策定検討委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 名 等	備 考
1	奥尾 周二	板野町議会議長	3条1号
2	吉岡 輝昭	板野町議会総務文教常任委員長	〃
3	広田 勝己	〃 産業建設常任委員長	〃
4	東條 昭二	〃 厚生常任委員長	〃
5	床桜 英二	徳島文理大学総合政策学部 教授	3条2号、委員長
6	宮城 勢治	徳島工業短期大学 学長	〃
7	吉岡 裕	板野町建設業協会 会長	3条3号
8	新野 浩史	板野町医師会 会長	〃
9	鏡 和博	板野町民生児童委員協議会 会長	〃
10	東條 義人	板野町商工会 会長	〃
11	張間 亮	大塚製薬(株) 徳島板野工場長	〃
12	小野 周一	四国電力(株) 徳島支店副支店長	〃
13	尾田 成樹	N T T 徳島支店(株) 設備部長	〃
14	岡 静夫	A I テレビ(株) 取締役総務部長	〃
15	齋藤 廣行	板野郡農協東部事業所 所長	〃
16	坂東 淳	徳島県とくしまゼロ作戦課課長	3条4号
17	島本 和仁	国土交通省 徳島河川国道事務所長	〃
18	白井 宏幸	陸上自衛隊 第15普通科連隊 第2中隊長	〃
19	清水 栄一	気象庁徳島地方气象台 次長	〃
20	山本 康二	板野警察署 署長	〃
21	石川 利治	板野西部消防署 消防長	〃
22	生田 圭一郎	板野町消防団 団長	〃
23	中島 達司	板野町校長会 会長	〃
24	中川 正一	板野町 副町長	〃 、副委員長
25	石井 公生	板野町 教育長	〃

板野町国土強靱化地域計画策定検討委員会 専門部会 オブザーバー

	氏 名	役 職 名 等	備 考
1	佐藤 幸好	公益社団法人 日本建築士会連合会 防災まちづくり部会長	
2	眞部 晴夫	四国岩谷産業(株) 代表取締役社長	

板野町国土強靱化地域計画策定検討委員会 開催経緯

日時	会議名称等	主な議題等
平成 28 年 9 月 9 日（金） 13:00～	第 1 回 検討委員会	・板野町国土強靱化地域計画の基本目標等について ・策定スケジュールについて
平成 28 年 11 月 25 日（金） 14:00～	第 2 回 検討委員会	・板野町国土強靱化地域計画の骨子（素案）について
平成 28 年 12 月 19 日（月） 15:00～	第 1 回 専門部会	・事前に備えるべき目標 ～ について ・リーディングプロジェクトについて
平成 29 年 2 月 2 日（木） 13:30～	第 2 回 専門部会	・事前に備えるべき目標 ～ について ・リーディングプロジェクトについて
平成 29 年 2 月 28 日（火） 13:30～	第 3 回 検討委員会	・板野町国土強靱化地域計画（案）について

板野町国土強靱化地域計画

平成29年 3 月

板野町

〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2

TEL 088-672-5980

<http://www.town.itano.tokushima.jp/>
